

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 24 年 9 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 9 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、吹田副委員長、川畑・斉藤（陽）・斎藤（博）・ 佐々木（茂）・横田各委員		
説 明 員	生活環境・医療保険・福祉・病院局経営管理各部長、 保健所参事、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、佐々木茂委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市環境基本計画策定事業について」

○（生活環境）環境課長

今年度、環境基本計画策定事業が予算化され、7月に開催された環境審議会において、策定方針や事業計画（案）が承認されましたので、その概要を報告いたします。

まず、「策定の目的」が書かれておりますが、核となる考え方としては、市民、事業者、行政が情報を共有し、同じ方向を向いて、前に進むこととなります。そこで重要になるのが、市民や事業者が環境を保全する主体者としての自覚を持つこと、そして、市のすべての事務及び事業において、環境を意識し、配慮した考え方を持つこと、この二つとなります。

次に、「策定の進め方」ですが、ここで重要なのが、環境審議会、庁内策定会議、環境基礎調査となります。環境審議会と庁内策定会議は、前の策定の目的とつながっております。

そして、計画策定の土台、基礎となるのが環境基礎調査というものとなります。これは大きく自然環境、社会環境、生活環境、市民意識の四つに分けられます。調査に当たっては、文献調査を中心に行い、アンケート調査を加える予定になっております。

環境基礎調査は、平成24年度、25年度の2か年で実施する予定になっております。計画の土台、基礎となるため、この調査が終了しないと、小樽市の現状と課題の整理ができないため、基本計画（素案）の作成については、25年度の後半からを見込んでおります。

次に、計画の体系に移ります。基本的な体系としては、大きくここに示している6項目になろうかと思っております。構成や見せ方による多少のアレンジは可能ですが、盛り込む内容としては、これらを網羅している必要があります。

基本事項として、策定の背景、目的、基本理念、現状と課題。

基本構造として、中長期的な環境ビジョン、望ましい未来像。

基本方針として、基本構想達成のための方針。

基本施策として、基本方針に沿った具体的な施策。

配慮指針として、市民、事業者、市が環境に配慮すべきガイドライン。

進行管理として、進行状況の点検と進捗状況の公表という内容となります。

続きまして、事業計画について説明します。

今年度は、策定方針及び事業計画の決定、庁内策定会議の設置、環境基礎調査の開始となります。

25年度は、市民意識調査の実施、環境基礎調査の分析・整理、そして基本計画（素案）の作成に取りかかります。

26年度に入って、素案から原案を作成し、パブリックコメントを行って、広く一般から意見を求めます。寄せられた意見を参考に、小樽市環境基本計画（案）として、それを環境審議会に諮問します。その答申を踏まえて、環境基本計画を策定いたします。

そして、27年度に施行、公表、その後進行管理を行っていく予定となっております。

○委員長

「第3次小樽市温暖化対策推進実行計画の策定について」

○（生活環境）環境課長

第3次小樽市温暖化対策推進実行計画を策定したので、その概要を報告いたします。

本計画は、一事業体としての市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減計画であって、地球温暖化対策の推進に関する法律により、国及び地方自治体に策定義務がございます。

まず、第1章で「計画策定の背景と意義」を記載しており、次の第2章で「温室効果ガスの排出状況」として、第1次、第2次実行計画の総括を行っております。

そして、8ページの第3章で「第3次実行計画の基本的事項」について定めております。

目的は、我が国の地球温暖化対策に寄与することであり、計画期間は10年間で、今年度から平成33年度までとしております。

削減対象は、第1次、第2次実行計画と同じく、市のすべての事務及び事業から排出される温室効果ガスが対象となります。これまで同様、基本的に外部に委託するものは除きますが、第2次実行計画で対象となっていた指定管理等の施設は継続して対象としております。

削減目標は、33年度までに23年度比で10パーセント以上削減するというものです。策定に当たっては、最新の排出係数を用いて、23年度を基準年度としております。

続いて、10ページ、第4章は「温室効果ガス排出量削減のための取組」として、基本的にこれまで同様、第1次、第2次実行計画の取組を継続してまいります。

12ページ、最後の第5章は「推進の結果と点検、評価」として、毎年度の進捗状況を点検し、公表することとしております。

○委員長

「小樽市合同墓使用要綱について」

○（生活環境）戸籍住民課長

小樽市合同墓使用要綱について説明させていただきます。

初めに、合同墓については、平成24年第1回定例会において、関係する団体への説明が不足しているとの御指摘を受けたことから、主な関係団体に説明を行い、協議を行ってまいりました。さらに、他の関係する団体にも参加していただき懇談会を開催して、意見交換を行ってきたところであります。

このたび、当初予定どおり10月の使用開始に向けて、使用に当たっての必要な事項を定めた小樽市合同墓使用要綱を策定いたしましたので、説明させていただきます。

資料の小樽市合同墓使用要綱については、小樽市墓地及び火葬場条例第4条第2項に規定する合同墓を使用することに関し、必要な事項を定めたものであります。

初めに、第2条の使用者については、条例第3条に規定する市に居住する者のほか、市に居住したことがある故人の焼骨を合同墓に埋蔵する者、さらに現に市の一般墓地の使用者で、そこに埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬し、この一般墓地を返還する者などとしており、一定の要件の下、市外の住民も使用者となるものとしております。

次に、第3条の遵守事項については、市民が共同で使用する合葬式墓地であることから、焼骨のみを埋蔵すること、埋蔵した焼骨は返還しないこと、埋蔵は管理者の立会いの下、申請者又は親族等が行うことのほか、埋蔵する

日時は管理者が指定するものと規定しております。

なお、埋蔵する日時については、原則、金曜日の午前10時から12時までと考えております。

また、この合同墓については、10月1日発行の広報おたる及び小樽市ホームページにおいて市民周知を図りますが、当初の受付時において多くの申請が見込まれ、納骨する日など調整が必要なことから、合同墓への埋蔵開始時期については10月下旬とし、申請者の意向等を確認しながら、対応していきたいと考えております。

○委員長

「地域密着型サービスの基準を定める条例案の策定状況について」

○（医療保険）主幹

地域密着型サービスの基準を定める条例案の策定状況について報告いたします。

条例案は、介護サービスに関するものと介護予防サービスに関するものの2件があります。

条例制定の背景としましては、地域主権改革一括法等により介護保険法が改正され、従来、厚生労働省令に定められていた介護サービス事業所の人員等の基準について、事業者の指定権限を有する各自自治体が定めることとされたためです。

なお、地域密着型サービスは別紙1のとおり8種類のサービスがあり、市内で51事業所が指定を受けております。

次に、条例制定の基準ですが、別紙2のとおり、現行の人員等基準にどの程度拘束されるかにより、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に分かれております。

拘束力が一番強いのが「従うべき基準」であり、現行基準と異なる内容を定めることはできないものです。従業者の資格や従業者の人数などがこれに含まれます。「従うべき基準」以外のほとんどが「参酌すべき基準」であり、これは地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるものです。

なお、「標準」は中間的な基準であり、利用定員に関する部分のみとなっております。

以上の三つの基準に従い、市独自に見直しを行ったものが別紙3であります。

2項目ありますが、一つ目は「事故発生時の対応」で、基準を強化する見直しであります。現状では市の要綱により事故の報告を提出することとしていますが、これを条例に明記し、報告義務を明らかにするものです。

二つ目は「地域との連携」で、基準を緩和する見直しであります。介護事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね二月に1回以上開催しなければならないとされております。この二月に1回という部分を削り、各事業所の判断に任せようとするものです。なお、これらの見直しに当たっては、事業者に対し意見募集を行うとともに、外部の有識者等で組織する小樽市地域密着型サービス運営委員会に諮り、その意見を参考にしております。

次に、別添資料の条例（原案）の概要ですが、区分欄は条文の見出しを表し、その隣に条例案の概要を表しております。また、右端の欄はサービスごとの条番号を表しております。

個々の条文の概要の説明については省略させていただきます。なお、この条例（原案）は10月2日までホームページ、市の窓口などで公表し、パブリックコメントを募集しております。

今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントでいただいた意見を参考として、第4回定例会に条例案を提出し、来年4月1日から施行する予定です。

○委員長

「生活保護に関する公文書等の流出について」

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護に関する公文書等の流出事故について報告いたします。

最初に、事故の概要及び経過であります。

本年6月19日に札幌市内の中古車販売業者が取り扱った車から、小樽市の生活保護業務に関する個人情報が含ま

れた書類が多量に出てきたという連絡がありました。

小樽市でこれらの書類の引渡しを受け、内容を精査したところ、流出したのは、平成14年度の書類で117種類2,127枚があり、これらには当時小樽市で生活保護を受けていた方及びその扶養義務者の方々の氏名、住所、生年月日などの個人情報が延べ1,638名分含まれていたことが判明いたしました。

これらの書類は、14年度に保護課に在籍していた職員1名がケース台帳につづる、又は業務での使用後に適宜溶解するなどの適切な処理を怠り、15年4月から16年4月にほかの部署に異動するまでの間に書類を紙袋に入れて持ち出し、自家用車に積んだまま、昨年11月に下取りに出し、その後、その車が中古車販売業者に持ち込まれたことにより発見に至ったものであります。したがって、これらの経過から、書類に記載されていた個人情報は、第三者の目に広く触れる機会はなかったものと考えております。

次に、個人情報流出した方々への対応についてであります。このたび個人情報流出した方々のうち、14年度当時から現在まで引き続き生活保護を受給している374名に対し、7月30日付けで謝罪の文書を郵送いたしました。また、既に生活保護が廃止になっている方及び市民の皆様に対する謝罪の文書を7月31日から小樽市のホームページにて掲載しているところであります。

次に、再発防止についてであります。生活支援第1課、第2課の取組といたしましては、業務関係書類の持ち出しの禁止、個人情報の入った裏紙の使用の禁止について所属職員に改めて徹底するとともに、書類の管理方法についても見直しできるところから随時改善を図っているところであります。また、課内におけるコンプライアンス研修も実施するものであります。

○委員長

「国庫支出金返還金に係る支出事務の遅滞について」

○（福祉）地域福祉課長

国庫支出金返還金に係る支出事務の遅滞について報告いたします。

まず、経過についてであります。当該国庫支出金は、平成22年度に概算交付されました障害者自立支援給付費等国庫負担金であり、当該年度の精算の結果、この国庫支出金の超過交付額である2,895万2,571円を23年度に返還することとなり、同額を23年度予算に計上しておりました。返還金の納付期限は23年度の出納整理期間中である24年4月27日であり、事前に納付書が届いておりましたが、担当職員が支出事務を失念し、5月8日に北海道から納付期限が過ぎているので支払うよう連絡が入りました。

この連絡を受け、支出事務を5月9日に行い、同月16日に支払をいたしましたが、その後、7月18日に北海道から延滞金が支払われていないとの連絡が入りました。延滞金額は16万5,029円であり、これは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金の適正化法に基づき積算されたもので、返還金の未納付額である2,895万2,571円に対し、年10.95パーセントを乗じた額の納期日の翌日から納付の日までの19日間分であります。延滞金は損害賠償金の扱いとなることから、地方自治法等に基づいて8月9日に市長の専決処分をさせていただき、翌10日に延滞金の支出をしたものであります。

次に、再発防止についてであります。このたびの支出事務の遅滞につきましては、担当職員が支出事務を失念したことが直接的な原因であります。当事者以外の職員がこのことをチェックできなかったことも問題であります。平成22年7月に示された業務事故防止の指針の内容について改めて職員に認識させるとともに、支出事務において納期限に関する整理簿を作成し、管理職を含む複数の目で事務の進行をチェックできる仕組みをつくり、改善を図ったところであります。

○委員長

「新光保育園に対する北海道の運営指導事案について」

○（福祉）子育て支援課長

社会福祉法人小樽別院保育協会が運営する新光保育園に対し、先般、北海道の運営指導が行われ、その結果、入所児童に対する保育における不適切な処遇及び同施設の管理・運営については是正改善を要する旨、北海道から指導がありましたので、内容について報告いたします。

本年 7 月 25 日に新光保育園を利用している保護者から市に対して、昨年度、同保育園において自分の子供が担任から給食のことでたたかれたり、しかられたりするなどの処遇を受け、その後、保育園で子供が話をしなくなるなどのことがあり、同保育園に関して調べてほしいとの連絡がありました。その後、市から同保育園に連絡するとともに、保育所に対する指導監督権限を持つ北海道後志総合振興局へ連絡いたしました。

なお、小樽市といたしましては、保育所の運営等についての指導監督権限はありませんが、市内保育所における入所児童への不適切な保育の可能性を有する事案であったことから、後志総合振興局と連携し、対応することとしました。

後志総合振興局では 8 月に入り、小樽市立会いの下、同保育園の関係者からの事情聴取、保護者との面談を行い、22 日に運営指導を実施し、その結果が 9 月 7 日に保育園の運営法人に通知されております。この通知において、後志総合振興局は当該法人に対し、園児への乱暴な言葉かけや給食時の廊下への移動など不適切な処遇が行われていたことは、園児やその保護者に不安を与えるとともに、園に対する信頼を失いかねない事態であり、極めて深刻に受け止めなければならないものであるとし、今回の不適切な処遇は一部の職員による行為とはいえ、園の管理体制にも問題があったと判断され、施設長は今回の問題を踏まえ、一人一人の保育士が直面している問題や課題を把握し、適切な職場内研修を実施するなど、今後、係る問題が発生することのないよう、再発防止に万全を期すようにとの考え方を示しております。

また、具体的な指導項目としては、一つは苦情に対する指導事項として、児童に対する不適切な処遇は行わないこと、保育園内と保護者間で保育に関する共通認識を持つよう図ることなど全部で 4 項目。もう一つは園の保育体制に対する指導事項として、保育課程は毎年度職員全体で見直しを図ること、指導計画や個別の保育の検討などには随時職員全員の会議を開催すること、保育方針について随時保護者の理解を得ながら進めることなど全部で 7 項目でありました。

また、今後についてであります。これらの事項に対しては、今後、当該法人が是正改善状況報告書を作成し、同振興局に提出、同振興局において保育園の改善措置の取組状況について随時確認していくこととなります。そのような動きの中で、本市におきましても、引き続き同振興局と連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

○委員長

「市内飲食店が提供した食事を原因とする食中毒の発生について」

○（保健所）生活衛生課長

市内飲食店が提供した食事が原因で食中毒が発生し、営業停止処分を行ったので報告いたします。

本年 6 月 26 日、市内飲食店で食事をし、嘔吐、下痢の食中毒様症状を呈したと市内事業所から直接保健所に電話がありました。

保健所が調査した結果、市内の飲食店「鳳（おおとり）」で、6 月 23 日土曜日と 29 日金曜日に食事をした 2 グループ 23 名中 9 名が嘔吐、下痢等の食中毒様症状を呈し、うち 5 名が医療機関を受診していたことが判明いたしました。

有症者の共通食が当該飲食店の食事に限られること、症状が食中毒の症状と一致すること、有症者の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、また別の有症者と調理従事者の便からサルモネラ属菌が検出されたこと、さらに鳥のたたきや白レバーのたたきなど加熱が十分でない食肉を提供していたことから、当該飲食店を原

因とする食中毒と判断いたしまして、「鳳」に対し 7 月 2 日から 7 月 4 日までの 3 日間、食品衛生法第 55 条に基づく営業停止を命じるとともに、食肉調理時の十分な加熱処理、調理従事者の健康管理の徹底等を指示いたしました。現在はメニューの一部を見直しいたしまして、通常業務をやっているところです。

○委員長

「浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌 O-157 食中毒事件に係る本市の対応について」

○（保健所）生活衛生課長

浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌 O-157 食中毒事件に係る本市の対応について報告いたします。

今般、札幌市内の漬物製造業が製造した浅漬けを原因食品とする腸管出血性大腸菌 O-157 による集団食中毒で、4 歳の女の子を含む 7 名が死亡する事件が発生いたしました。

当該浅漬けの小樽市への流通につきましては、8 月 22 日、札幌市から、小樽市内の社会福祉施設に当該浅漬けが納入された可能性があるとの情報がありました。保健所で直接施設を調査したところ、当該品は 8 月 2 日に全量消費されており、残品はありませんでした。また、O-157 等食中毒症状を発症している方は幸いにもおりませんでした。

また、当該浅漬けが納入されていた札幌市内の飲食店で食事をした小樽市内の 60 歳代の女性 2 人が今回の食中毒事件の患者として札幌市に認定されております。女性のうち 1 人は、7 月 31 日に食事をした後、8 月 6 日に発症、同日入院し、回復後 8 月 12 日に退院しております。もう 1 人の女性の方は、前の方とは別のグループの方ですが、8 月 1 日に食事をし、5 日に発症、6 日に入院し、回復後 13 日に退院しております。

市内の漬物製造業につきましては、平成 24 年度小樽市食品衛生監視指導計画において、年 1 回立入検査をする計画としておりますが、今回の事件の被害の重大性を踏まえ、浅漬けを製造している 6 施設に対し、緊急の立入検査を実施いたしました。

原料である野菜の洗浄、消毒等の取扱い、従業員の健康管理等について点検したところ、法令違反のような大きな問題点がある施設事例はありませんでしたが、専用の器具を使用していない施設が 2 施設、自主検査を実施していない施設が 5 施設、野菜の消毒をしていない施設が 6 施設、従業員の検便をしていない施設が 4 施設など、改善を要する施設があり、指導を行いました。今後も改善状況について確認し、衛生管理を徹底させたいと考えております。

○委員長

「小樽市健康増進計画健康おたる 21 の最終評価と次期小樽市健康増進計画の策定進捗状況について」

○（保健所）山谷主幹

小樽市健康増進計画健康おたる 21 の最終評価と次期小樽市健康増進計画の策定の進捗状況について報告いたします。

小樽市健康増進計画健康おたる 21 の計画期間は平成 15 年から 24 年までとなっていることから、本年 1 月、最終評価のための市民健康意識調査を実施し、計画の 8 領域 35 項目について評価を行いました。その結果では、目標達成した項目は一部達成などを含めると、およそ 65 パーセントとなっております。また、目標達成に至らなかった主なものといたしましては、「栄養・食生活」領域では朝食の欠食割合、食事バランスを考慮した健康的な食事摂取、「運動」領域では定期的な運動習慣、「こころ・休養」領域ではストレス対処方法の獲得や睡眠の確保、「歯・口腔」領域ではかかりつけ医での健康管理、「たばこ」「アルコール」領域では未成年者の喫煙、飲酒、「生活習慣病・がん」の領域では各種検診の受診率などとなっております。

次に、次期健康増進計画策定のため、本年 2 月には、20 歳以上の市民 1,900 人と市内高校生を対象に市民健康意識調査を実施いたしました。調査結果から課題といたしまして、前述の現行計画で達成されなかった目標項目以外では、壮年期における喫煙率の高さ、40 歳以上の方の歯の本数が全国と比較して少ないことなどが挙げられ、高校生

を対象とした調査においてはエイズなどに関する知識の不足などが挙げられました。

現行計画の評価並びに次期健康増進計画策定のための市民健康意識調査については、昨年 9 月に設置いたしました小樽市健康増進計画推進会議に諮りながら作業を進め、本年 7 月に開催した第 3 回の推進会議において、本市における現状と課題、計画の基本方針などについて検討、議論をいただき了承をいただいているところです。

本年 7 月には、25 年度からの次期健康増進計画策定に関する国の基本的方針及び目標が示されており、基本的な方針、重要事項として第 1 に青壮年期世代への生活習慣改善に向けた働きかけの強化、第 2 に地域の人材、関係者など社会資源などの実績を踏まえた地域独自の課題の選択などが計画策定の留意点として示されています。

今後の予定といたしましては、これらを総合的に勘案して、小樽市の健康増進計画の柱となる健康づくりの領域や目標の検討を行い、健康増進計画推進会議に諮ってまいります。また、このことと並行いたしまして、10 月には今後の健康づくりに関する懇談会を開催し、広く市民から意見をお聞きする予定としており、懇談会での意見も参考にしながら今年度中の計画策定を目指して作業を進めてまいります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎JR 鉄道駅のバリアフリー化に向けて

質問の 1 番目は、JR 鉄道駅のバリアフリー化に向けての JR との交渉の問題についてであります。

今定例会の本会議において、我が党の小貫議員の一般質問では、JR 鉄道駅のバリアフリー化を進める過程で北海道に費用負担を求めていくことや国に補助の拡大を求めていく必要があるということで市長に見解を求めました。その答弁として市長は、JR が国から補助を受けてバリアフリー化を進めていく場合には地域公共交通確保維持改善事業によって、補助対象経費の 3 分の 1 が国から JR に補助され、残りの 3 分の 2 は事業者や地元が負担することになるとして、市の財政的な影響が大きいことから、国や道に地元への支援を要請していくことが必要と考えているという見解が示されました。

そこで、北海道に限らず、他の都府県においても該当する自治体に対して支援しているところがあれば、具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

○（生活環境）生活安全課長

駅舎のバリアフリー化に向けての御質問ですが、北海道以外の自治体への支援として地元負担をしている都府県を調べてみたら、JR ではなく私鉄ですけれども、兵庫県の山陽電気鉄道に播磨町という駅があり、平成 23 年度から 24 年度の 2 年間で、委員からお話がありました地域公共交通確保維持改善事業の中でバリアフリー化の施設整備事業を実施しています。ここは、播磨町と兵庫県がそれぞれ 6 分の 1 ずつ、合わせて 3 分の 1 の地元負担をする形態で事業を進める形で、23 年度、24 年度の 2 年間で実施するようになっているところでございます。

○川畑委員

それだけなのですか。ほかにはないのですか。

○（生活環境）生活安全課長

この制度自体が平成 23 年度に制度が変更してできたものなので、22 年度以前のは資料を持っていないのですが、23 年度以降で発見できたのはこの 1 例だけでございます。

○川畑委員

これは今後の国と道に対する補助に関連しているので聞いたのですが、バリアフリー法に基づいて整備しなけれ

ばならない駅が全道で15駅あることが本会議で明らかになりました。札幌市をはじめ、小樽市、北広島市、釧路市、帯広市、千歳市、当別町、そういう都市の中で15駅あるということです。ただ、我が党が J R 北海道本社に直接要請を行った中では、未整備駅の優先順位を決める上では、自治体からの要請が重要だと言っているのです。補助対象経費の3分の2は事業者や地元負担になることから、経済力のある自治体は、小樽はそういう中に入らないと思うのですが、地元負担を直ちに了解して優先させていく動きが出るのではないかと心配するのです。J R 北海道としては、自治体が費用負担するとの表明があれば優先順位が上がることを示唆しているのです。小樽市が後回しとなることも考えられますし、また先に決めてしまった自治体が高額の負担をすることになれば、地元負担についての前例がつかれることになるので、小樽市の財政負担も大きくなるのではないかと心配しているのです。

それで、補助対象事業の負担割合については、国、地方、J R 北海道で各3分の1が原則だと聞いていますが、これから北海道に対して、未整備の自治体が共同して地元の支援を求めることが必要だと思うのです。そのためにも小樽市が中心となりイニシアチブをとっていきべきだと思うのですが、その辺についてはどのように考えているのですか。

○（生活環境）生活安全課長

小樽市がイニシアチブをとって道に対して負担を求めてほしいという御質問かと思いますが、現在既にバリアフリー化が終わった駅が道内には十数駅あり、これまでに整備が終わった駅については、実は北海道からの負担が入っていない状況で、全部地元の市町村が負担する状況です。そういう中で、今後、小樽を含めた15駅がバリアフリー化を求めていくことになっていきますが、その部分に関しては、既に整備が終わった駅は道が支出していない状況で、これから整備する駅については道の負担を求めていくことでのバランスというか、兼ね合いが一つの課題になるという認識をしているところでございます。

もう一つ考えられるのは、現在未整備の15駅につきましては、J R 北海道でもまだ整備計画は特にできていないと、これは小貫議員の一般質問の答弁にもあったとおりですが、そういう話を伺っているところでございます。まだ整備計画が出ていない中で、それぞれ未整備駅を抱える自治体で具体的な資金計画として、地元市町村の負担だけで済ませるのか、あるいは道に負担を求めていくのか、そこまでの議論がされているかどうかは定かではありませんが、これは平成32年度を整備目標とする方針がありますので、今後そういう計画を立てていく中では、小樽以外の未整備駅舎のある自治体とも情報交換をしながら、もし必要となれば道への補助を求めていくことも考えながら連携して進めていきたいというふうに考えております。

○川畑委員

どちらにしても、小樽市は財政的に厳しいことが本会議でも言われていますので、未整備の自治体が協力し合って、幾らかでも道の補助を出していただくような取組を進めていただきたいと思います。

◎陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について

次に、小樽市女性国内研修事業の再開方についての陳情が提出され、先ほど趣旨説明がございましたので、その件について質問させていただきます。

この問題については平成21年第1回定例会にも、この研修の継続方についてという陳情が提出されておりました。この中では、事業を一部削減しながら継続するのではなく、ゼロ査定と判断した上で事業を休止したという経過があるようです。そこで質問ですが、これまで実施されていた女性国内研修事業への参加のねらいについて説明していただきたいと思っております。

○（生活環境）男女平等参画課長

女性国内研修のねらいは、男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラムに参加し、全国各地の女性団体の活動を学び、ともに交流を深めることで、女性リーダーを育成し、小樽市において男女平等参画を推進することです。

○川畑委員

平成 3 年度に始まって 20 年度まで参加していたということで、これまでに 95 名が参加したという記録がありました。毎年応募者がいたと思いますが、これまでの参加に対して小樽市としてはどのような評価をしてきたのか、その辺について聞かせてください。

○（生活環境）男女平等参画課長

18 年間で 95 名と多くの方に参加していただいたので、一定の評価をしております。事業のスタート開始から平成 14 年度までは、市内の団体に参加者の推薦を依頼していましたが、推薦を続けることが少しずつ難しくなったため、平成 15 年度からは一般市民を対象とした公募をしております。なかなか人数を確保することができず、声をかけてやっと集めていたという状況だったようです。

○川畑委員

では、人を集めるのが大変だったのですか。

○（生活環境）男女平等参画課長

2 泊 3 日の研修なので、都合をつけることが難しい方も多いと思われまして、一般に募集して応募者が多かったということではありませんでした。

○川畑委員

これに関連した会議録を見ましたら、平成 21 年度に中止した理由については、財政事情が厳しい中で見直しという判断をしたという記載がありましたが、1 回参加するのにどのくらいの費用がかかったのでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

小樽市の事業費全体としましては、平成 20 年度決算で約 28 万 4,000 円となっております。このときは 4 名を派遣しており、1 人当たり 4 万 5,000 円の負担金がかかっております。あとは、引率職員の旅費と諸経費でございます。

なお、参加者の個人負担は募集の段階で約 1 万円ということで、主に食費関係で使っていただいたとなっております。

○川畑委員

小樽市としては平成 20 年度で 28 万 4,000 円と特別大きな金額ではないと思うのです。そして、1 人当たり 4 万 5,000 円の負担金で、自己負担が 1 人 1 万円ぐらいであれば、財政が厳しいからうんぬんというのは、私には理解が難しいところです。財政的な理由以外にも、先ほど参加者を集めるのが大変だったという一面もあったようですが、そのほかに何か理由があったのですか。

○（生活環境）男女平等参画課長

研修への応募数と研修後の報告会への参加者数が少なく、市民生活に対する影響度がほかの事業と比較して低いと判断し、休止することとしたものです。

○川畑委員

では、男女平等参画事業として、国内研修のほかにもどのような事業をやっているのか、事業内容について説明していただけますか。

○（生活環境）男女平等参画課長

国内研修のほかには、男女平等参画セミナー、男女平等参画推進講演会、パネル展の開催を毎年行っております。それと、男女平等参画に関する情報誌の発行をしております。

○川畑委員

それでは、女性国内研修事業の参加を取りやめたとしても、男女平等参画事業の運営は十分にできるという判断をされたのですか。

○（生活環境）男女平等参画課長

男女平等参画の推進につきましては、あらゆる分野で非常に長い期間にわたり推進していかなければならないと考えております。幾つかの事業を実施することで十分ということは言えないと思います。

○川畑委員

先ほど、陳情の趣旨説明をした方もおっしゃっていましたが、女性国内研修事業に参加されたメンバーの方が小樽市の審議会や諸団体で積極的に活動しているということでしたけれども、そのような活動をしていることに対する評価について、市はどのようにとらえているのかをお聞かせください。

○（生活環境）男女平等参画課長

研修に参加された方々が小樽市男女平等参画推進市民会議委員をはじめとする各委員に就任されており、市政に対してたくさんの御意見をいただいております。また、学習会や議員と語る会などの事業を通じまして、積極的に継続した活動をされて、小樽市における男女平等参画推進に大きく寄与していただいていると思っております。

○川畑委員

それなりに評価しているのだと思うのですが、男女平等参画事業として女性参画拡大を実現するためには、リーダーを育成していく必要があると思いますし、再開を求める陳情を提出されたネットワーク・らんの方は、みずから参加するだけではなくて、市内の女性団体からの派遣を願っていると聞いています。

それで、平成21年3月に事業の継続を求める陳情を提出した時点の会議録には、事業の復活について、「女性団体や市民の方からいろいろな要望等が来た段階で、同じ形でできるかどうかはわかりませんが、何かしらの形には出せばいいと思っております」との答弁が載っていましたが、事業復活への見解についてお聞かせいただけますか。

○（生活環境）男女平等参画課長

市の厳しい財政状況は研修事業を休止した平成21年度と変わっておりませんので、当分の間この研修事業につきましては休止せざるを得ない状況と考えております。25年度からの男女平等参画に関する第2次計画を現在策定中です。男女平等参画をさらに推進していく上で、女性リーダーの育成についてどのような方法が有効なのか、検討してまいりたいと思っております。

○川畑委員

平成25年度からの男女平等参画に関する計画を検討するという中には、研修派遣についても考慮されているのでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

女性リーダーの育成につきましては、女性国内研修事業も一つの方法ではございますが、例えば男女平等参画セミナーを市で開催しておりますし、また近隣の市町村においての交流などいろいろな方法があろうかと思っておりますので、この研修だけにとり限定的な考えではおりません。そのときに必要な女性リーダーを育成する方向がかなうものということで、いろいろな方法を考えていきたいと思っております。

○川畑委員

女性国内研修事業については、経過を見ると廃止してきたものではなく、どう見ても休止となっていますので、今回の平成25年度に向けて機会があれば休止を解いて復活させるべきではないかと私は思っています。私としては、この機会にぜひ再開させるべき課題だと思いますので、陳情第314号の採択を求めていきたいと思っております。

◎環境基本計画策定方針について

続きまして、環境基本計画策定方針について伺います。

これまでの経過について簡単に説明していただけますか。

○（生活環境）環境課長

本市は、環境についての基本理念を定め、市民、事業者、自治体の責務を明らかにするとともに、良好な環境を次世代に引き継いでいくために必要な基本的事項を定めた小樽市環境基本条例を平成22年6月に制定し、10月から施行しております。

本条例は、環境に対する基本的な考え方を示した理念条例ではありますが、環境基本計画の策定、環境の状況等の向上、そして環境審議会の設置の3項目について規定されております。これを受けまして、22年10月に小樽市環境審議会を設置し、環境調査の概要や廃棄物の処理とリサイクル等について毎年度報告しているところです。環境基本計画は、環境基本条例の目的や基本理念をより具体的にするためのものとして、これからの本市の環境施策における方向性を示すものとなっております、今年度から策定事業に着手する予定でございます。

○川畑委員

先ほどの報告には、環境審議会と庁内策定会議というのがありましたが、環境審議会と庁内策定会議の関係と構成するメンバー等について説明していただけますか。

○（生活環境）環境課長

環境審議会につきましては、環境基本条例第4章第32条で、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置されておりますので、基本計画を策定するために設置された審議会ではなくて、市長の附属機関として常設されている審議会でございます。委員は15名以内で、任期は2年となっております。現在の構成メンバーとしましては、学識経験を有する者として、小樽商科大学、北海道薬科大学から各1名、関係行政機関の職員としまして、環境科学研究センター、小樽警察署、中央水産試験場、小樽海上保安部から各1名、市民としましては一般公募により2名、事業者としましては、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部から各1名、民間団体の構成員として女性団体、環境団体、消費者団体から各1名の参画を願って、現在13名の委員が就任しております。ですから、環境基本計画の策定に当たっては、市民、事業者、民間団体の意見を広く聞く目的で環境審議会に意見を聞くことになってございます。

次に、庁内策定会議については、これまでは環境保全ということで、一義的な生活環境や公害という限られた部分の政策でしたが、環境基本計画は、その名のとおり小樽市の環境に対する基本的な姿勢、すべての事務事業についての環境にかかわる部分について配慮していく目的での計画でございますので、生活環境部であれば廃棄物・リサイクル、建設部では公園や緑化・景観といったように、広く環境にかかわる部分について策定に当たっての意見を庁内からもらうための会議になります。

○川畑委員

そうすると、庁内策定会議と環境審議会との関係はどのようになるのですか。庁内策定会議から提案してくることになるのですか。

○（生活環境）環境課長

基本的には両輪というふうに考えておりますが、環境基本計画の基本である母体は市で作成していき、それに対して環境審議会を通して市民、事業者、又は民間団体の視点から意見をいただく形で、両輪として機能しながらつくっていくと考えております。

○川畑委員

もう一つ、環境基礎調査という記載がありまして、この中に共通認識を持つという言葉がその前段にあるのですが、これはだれに対して共通認識を持たせようとしているのですか。

○（生活環境）環境課長

環境基本計画の策定の目的としては、市民、事業者、行政のそれぞれが同じ方向を向いて情報を共有しながら環境の保全に対して取り組んでいく考え方がございますので、共通認識というのは、環境基礎調査や小樽市の環境の

状況、自然環境や社会環境、市民がどのようなことを考えているのかという情報を市民、事業者、行政の三者がそれぞれきちんと共有した形でという意味でございます。

○川畑委員

平成24年度から27年度ということで事業計画が書かれていますが、24年度、25年度は調査を進めて、25年度に分析して、26年度に原案をつかって市民からも意見を聞くという形なのですか。もう少しわかりやすく説明してもらえますか。

○（生活環境）環境課長

概略は、今委員がおっしゃったとおりでして、基礎調査の部分にはどうしても時間がかかりますので、その部分については、平成24年度、25年度の早い段階で環境基礎調査を取りまとめて本市の現状や課題を整理し、25年度の後半から環境審議会と庁内策定会議の両方に諮りながら素案をつくっていく考えでおります。そして、26年度に入りまして、素案をさらにたたき上げて原案をつかって、その原案に対してパブリックコメント等を行って、もっと広い範囲で、広く市民に御意見をいただいて、その御意見を反映した形で環境基本計画（案）をつくり上げます。それを最終的に環境審議会に諮問して答申をいただいた上で計画を作成するという運びになってございます。

○川畑委員

市民意識調査の実施は、具体的にアンケート調査になると思うのですが、どのぐらいの対象範囲を考えているのですか。

○（生活環境）環境課長

市民調査の調査数については、将来の環境のことなので、年齢層についてもある程度若い世代からの意見をとれるよう考慮しながら、統計的な意味合いも考えまして2,000人を無作為抽出し、アンケートの実施を考えてございます。

○川畑委員

平成27年度には、計画の施行・公表・進行管理をしていくということなので、計画書の概要版を作成しながら進めていくと思うのですが、これを全市民に配布していくことは考えているのですか。

○（生活環境）環境課長

全市民に配布となるとなかなか難しいので、概要版についてはできれば1,000部か2,000部をつくりたいと思っております。あとはホームページで広く周知してまいりたいと考えてございます。

○川畑委員

◎第3次小樽市温暖化対策推進実行計画について

環境基本計画策定と小樽市温暖化対策推進実行計画を最初に読んだときに私も混同したのですが、次に、温暖化対策推進実行計画について質問します。

1ページの「計画策定の意義」には、「地方公共団体は、その職員数や事業量などからみて、規模の大きい経済主体の一つであるため、本市が自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことで、我が国の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することができる。また、本市が率先して計画を実行することで、市民及び事業者の意識の高揚を図り、自主的かつ積極的な取組を促すことが期待できる」とあるのですが、今までどのような効果があったのかをお知らせ願います。

○（生活環境）環境課長

今回は第3次計画となり、過去の1次、2次の計画を通して、この取組を10年間行っております。10年前を思い起こしますと、実は地球温暖化自体が市民に対して耳新しいというか認識がなかった時代でございます。その後、我々がそういう形で取組を始めて、4年前の洞爺湖サミットの前後で地球温暖化が市民認知されてきたととらえております。我々の実行計画が直接市民に対しての意識高揚につながったとは思っていませんが、我が国全体として

自治体が実行計画をつくり率先して地球温暖化に配慮した行動をとることで、地球温暖化に対して市民も何かしなければならぬという動機につながっているものと考えております。

○川畑委員

この計画をよく見ますと、市民向けというよりも市職員向けですね。ずいぶん読み進めて途中でやっとそのことが理解できました。

第 1 次と第 2 次の計画の評価については、7 ページの総括として、平成 2 年度と比べて温室効果ガス排出量は、19.2 パーセント減少となる大きな成果を上げたと記載されています。そういう点で大きな成果を上げたのだらうとは思いますが、9 ページには今後の削減目標として「市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量を平成 33 年度までに平成 23 年度比で 10 パーセント以上削減する」と掲げています。今までも 19.2 パーセントの減少で大きくやってきたけれども、今後についても、7 ページの総括で「温室効果ガス排出量を削減していくためには、職員の環境配慮行動や施設における温度管理等の更なる徹底に加えて、施設の建て替えや設備の更新時に省エネに配慮した設計」うんぬんとありますが、これはどういうことを期待しているのですか。

○（生活環境）環境課長

先ほど申しましたように、既に第 1 次、第 2 次の計画として 10 年間にわたり取組を行っています。ですが、正直なところ、職員一人一人の環境配慮行動は、これ以上はなかなか難しい状態になっております。確かに平成 2 年度比では、第 1 次、第 2 次計画の最終段階で 19 パーセント削減しております。これは、国の京都議定書の目標である 6 パーセントにずいぶん貢献しているとは感じていますが、今後さらなる 10 年間では、これまでどおりの職員に対する一人一人の取組ではなかなか大きな削減は見込めないだろうと考えてございます。

一方、今回 10 年間という計画期間を定めましたのは、今後見込まれる部分が、老朽化した施設では設備の省エネ化、エネルギー効率の改善という部分でハード面を減らしていくことが考えられるものですから、例えば今計画しております 2 つの市立病院の統合により、全く半分になるわけではありませんけれども、それで何割かは減ることができると。次に、生活環境部の話でいけば、礼文塚にあるし尿処理場が老朽化しているのですが、これを取りやめて、前処理だけの施設を色内にある中央下水終末処理場に併設して、あとの処理は下水処理場でやっていただく形の効率化も今考えてございます。また、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画がございまして、耐震化などを行いながら、小・中学校を統廃合していく考えもございまして、そういうものを見込む中で施設や設備の更新や改善の中で一定程度 10 年間で 10 パーセントという目標を何とか達成していきたいという計画になってございます。

○川畑委員

これまで市職員が努力してきていらっしゃることがよくわかりました。

ただ、11 ページの「市域における取組」の項目では、市民及び事業者に対する取組が少し具体性に乏しいと受け止めました。確かに、市職員がそれなりに温室効果ガスの取組を進めていくことは大事ですし、積極的にやっているのですが、それをいかに市域に発達させていくのかについて明確になっていないので、その辺についてどのように考えているか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○（生活環境）環境課長

委員のおっしゃるとおり、今回の実行計画は、一事業者としての小樽市の事務事業に特化している計画でございますので、今後、市民、事業者に対する啓発の部分につきましては、これまでもエコアクションプログラムなどの事業者向けの啓発プログラムをつくり啓発はしているのですが、最初の御質問にございました環境基本計画の中で市民、事業者、行政、それぞれの環境指針、行動指針を明確に示しながら進めていきたいと考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○佐々木（茂）委員

◎合同墓について

先ほど、合同墓の使用要綱について御報告がありました。この要綱に至るまでの主な団体との協議内容についてお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓使用要綱の策定に至ったこれまでの経過については、先ほども説明いたしましたが、第 1 回定例会で関係する団体への説明が不足しているということで、早速、主な宗教関係団体に説明に上がりました。説明に上がった中で、他の団体の御意見もお伺いしたいということで、懇談会を 2 回開催いたしまして、さまざまな御意見をいただきました。

主な意見といたしましては、万霊塔と合同墓を一本化すべきではないか、やはり宗教に携わる方々の御意見でしたので、宗教にまつわる意見が多かったのですが、墓イコール宗教施設ではないか、あるいは本当に困っている方については無料にすべきだというように、多くの御意見をいただきました。

最終的な懇談会のまとめといたしましては、今後、市民に使用していただく中で、いろいろな御意見、御要望をいただくものと思っております。そういった内容と懇談会等でいただいた御意見を踏まえながら、改善すべき必要があると判断した場合には、それなりの検討や対応をしたいと考えております。

○佐々木（茂）委員

宗教団体の方々は、それぞれの寺で納骨堂をたくさんお持ちで、合同墓を使いたい方と、宗教団体の方々が自前で設置されている共同墓という形があったのだらうと思っております。

この合同墓は、どのくらいの利用ができるのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓の使用可能体数につきましては、施設の設置する場所の面積が 70 平方メートルぐらいで、その中にお骨を納めるカロートを土の底に入れております。その面積から考えますと、3,000 体ほどの収納が可能となっております。

○佐々木（茂）委員

10 月から持込みをされるとなると、今まで持っている墓を取りやめて、合同墓に入りたいという人も出る形になるのですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎食中毒関連の委員会に報告する時期について

次に、保健所に伺いますけれども、先ほど食中毒の報告をいただきましたが、何か時期がかなりずれている感じがします。こういう問題が発生したときには、例えばこのような内容であれば、委員会の開催を待つことなく、ある程度のことのわかった時点で知らせていただくことはできないのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

委員会に報告する時期についての御質問だと思いますが、こちらの食中毒関連の事件に関しましては、ある程度概要がつかめた時点で報道機関等に情報提供してございまして、その時点で厚生常任委員の方々に対しては個別に情報を提供しているところです。また、それとは別にそれぞれの委員に説明などが必要であれば、その都度また考えていきたいというふうに考えております。

○佐々木（茂）委員

個別に対応しなくても、この程度であれば、もっと情報の提供が早くできたのではないかと私は考えるのですが、そういう形で今後ともお願いできないかという趣旨です。ですから、食品衛生についても、これだけのいろいろな形で保健所がいろいろな対応をした結果、こういう報告内容ということですが、私はできるだけ速やかな対応をし

ていただきたいという要望です。

○保健所長

先ほど生活衛生課長も答弁いたしました。営業停止に至るケースは大変重大な事例でございますので、その都度、迅速に議会関係の皆様には御連絡をしているところです。報道に発表する時点で、各会派、それから常任委員会の委員にも報告をしているところでございますので、この迅速なる報告につきましては、今後も続けていきたいと考えております。

今回の報告は、それにさらに上乘せする形で、改めまして報告をしたということでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○齊藤（陽）委員

◎乳幼児健診について

まず、母子保健事業の特に乳幼児健診について何点か伺います。

10か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診などがありますが、まず10か月健診の内容と受診人数、また受診率等について大まかな御説明をいただきたいと思います。

○（保健所）山谷主幹

まず、10か月健診についてですが、健診の内容としては、保護者の方に発達状況などの確認、それから御心配な点などのアンケートを事前に送っておりますので、そちらを健診当日に持ってきていただいて内容を確認いたします。それから身長、体重、胸囲、脚囲などの身体面を計測いたしまして、医師の診察をし、御心配な点について栄養相談、保健指導といったものを行っており、心配な点は必ず解決して帰っていただけるようにといった内容で行っております。

次に、受診率などについてですが、平成23年度につきましては、10か月健診は732人の方に対して712人の受診がありましたので、受診率は97.3パーセントになっております。

○齊藤（陽）委員

それで、1歳6か月健診では心理相談も含むということですが、この時期に重点的に行われる大事なところはどのようなところなのか。また、心理相談については人数もお聞きしたいのですが、どういう相談が多いのかという点についてお知らせください。

○（保健所）山谷主幹

1歳6か月健康診査で見えていく大切なところというお尋ねですが、3歳児健診なども同様ですけれども、基本的には子供の身体的な発達、言語などを含む精神的な発達、それから目や耳、いわゆる視聴覚、それから歯のことで御心配な点や保健指導などを行っています。特に1歳6か月健診では、乳児期といいまして1歳までの時期を超えて幼児という時期に切り替わる、わりと初期のころなので、特に体格面で順調に伸びてきているかどうか、意味のある片言の言葉が出てくる時期なので、言語面で順調に発語が出てきているのかどうか、それから身体面で言いますと、主に歩行ができる時期になってきますので、そういったことを含めた身体的な部分、そういったものを特に気をつけて健診の中で確認しております。

また、子供の発達状況もそうですが、昨今は保護者が抱えているいろいろな心配事についても対応していく子育て支援も大事にしているのです。子供の発達状況とあわせて、保護者の方が抱えている悩みなどの相談がないかどうかといったことにも重点を置いて健診を行っているところです。

それから、心理相談のお尋ねがありましたが、昨年度は1歳6か月健診から107の方が心理相談に回っております。心理相談内容としましては、言葉が出始める時期でございますので、言葉の遅れといった相談が最も多くなっ

ております。あとは、多動であるなどの行動面での心配な点、家の中やあるいはほかの人とのコミュニケーションがなかなかとりにくいといったものも若干含まれておりますが、言葉に関するものが最も多くなっております。

○齊藤（陽）委員

3歳児健診は1歳6か月健診と比べると、そんなに大幅ではありませんが人数が少し少なくなっています。また、心理相談は、1歳6か月健診と同様に3歳児健診でも行われているということで、特に3歳児健診のときには、1歳6か月健診と比べてより進んだ部分というか、例えば知的な遅れ、あるいは発達障害、自閉的やアスペルガー症候群、ADHDなどのいろいろなケースの相談も出てくると思います。そこでお聞きしますが、私はかなり前に、発達障害の子供が3歳、入学前、小学校学齢、中学校、高校、そして就労と成長していく段階でのいろいろな情報を保護者が次のライフステージで全部説明するのは非常に大変なので、そういった履歴といえますか、そういうものが積み上がっていく手帳が必要なのではないですかという提案をしたことがあります。そういう障害の部分では療育カルテがあるみたいですが、発達障害などの部分でそういった手帳的なものを工夫されてはいないのかも含めてお聞きします。

○（保健所）山谷主幹

まず、3歳児健康診査の受診率がほかの健診に比べて低くなっているという御質問ですが、こちらについてはその年によっても違うのですけれども、平成23年度で見えていきますと、先ほど申しましたとおり10か月健康診査は97.3パーセントで、3歳児健康診査が92.2パーセントなので、受診率は少し低くなっております。健診においでにならなかった方に連絡をとった中での感触といたしましては、保護者が仕事を始めたといった理由が多いようです。健診日を指定して案内をするので、御都合が悪い場合には柔軟に日にちを変更して対応しているのですが、おいでになれない理由としてはそういった理由が多いようでございます。

次に、3歳児健診での心理相談の件ですが、こちらは昨年度80人の保護者から心理相談を受けています。1歳6か月健診では言語面での相談が多いという答弁をいたしました。3歳児の場合には言葉の発達は伸びてくる子供もいらっしゃるせいか、言語の割合はどちらかというとなんか少なくなりまして、言語、行動面で気になること、それからコミュニケーションといった対人部分の相談ということで、それぞれに大体同じ程度となっております。

○（福祉）澤里主幹

療育カルテについては、さきに開催されました予算特別委員会で千葉議員からも御質問いただきまして答弁をした経緯はあるのですが、今、福祉部で小樽市障害者自立支援協議会のこども支援部会が療育カルテのいろいろな情報収集等を進めています。今定例会に補正予算を計上しているのですが、ここを利用して小樽版の療育カルテといったものをつくる準備を進めております。これについては発達障害に限らず、齊藤陽一良委員のおっしゃったように、保護者は子供の持っている特性について、幼児期、学齢期、就労という機会ごとに何度も同じことを説明しなければならないことが大変だとお聞きしていますので、今、療育カルテの作成に向けた準備を進めているということでお答えしたいと思います。

○齊藤（陽）委員

これは、たしかもう10年くらい前に私は提案というか、やったほうが良いと話した覚えがあるので、ぜひ力を入れていただき、早急にお願いしたいと思います。

次に、まちかど子ども健康相談というのがございまして、まずこれは今まで伺ってきた健診とは別にどのように行われているのか、どのような相談が多いのか、何人ぐらいの方が相談されているのか、お聞かせください。

○（保健所）山谷主幹

まちかど子ども健康相談につきましては、保健所の中ではなくて、外に出向いていき、いろいろな相談をお受けする事業となっております。定例的に行っておりますのは、子育て支援センター2か所と銭函市民センター、それから朝里幼稚園の4か所で年に24回やっております。それから、外での健康相談ということで、子育て支援課の事

業などに出向かせていただくこともありますので、平成23年度につきましては、定例のものとはそれ以外のもの合わせまして合計26回、延べ539人の相談を受けております。

内容といたしましては、保健所から保健師、栄養士、歯科衛生士、それから歯科医師が出向くこともございますので、いろいろなスタッフが出向いておりまして、最も多い内容としましては、どのぐらい大きくなったかという身体計測できるものを準備してまいりますので、身体計測を受ける方が最も多いです。あとは歯科相談、それから栄養相談が続いて多くなっております。

○齊藤（陽）委員

この項目の最後ですが、母子保健の中で訪問指導が行われていて、現在、こんにちは赤ちゃん訪問事業があり、684の家庭を全戸訪問するというので、それぞれの母と子供と考えて2を掛けると大体1,400人ぐらいになると思います。訪問指導の延べ人数として出ている数字を見ますと、大体その数になるような気がしますが、それがほとんどなのか、それともそれ以外の部分も結構あるのか。そういうウエートの大部分は、こんにちは赤ちゃん訪問事業になっているのでしょうか。逆に言うと、こんにちは赤ちゃん訪問事業が始まる前からいろいろと継続している事業のウエートはどの程度なのかをお聞きします。

○（保健所）山谷主幹

こんにちは赤ちゃん訪問事業については、平成23年度は684家庭に実施しておりますので、実績にある訪問指導の全件数が1,505人となっておりますので、残りは300人ぐらいになるかと思うのですが、子供を出産される前の妊婦の方、1歳過ぎの幼児期でも低体重児で生まれて発達や養育上で問題があり、継続して訪問しなければならない場合もありますので、そういった方々が全部含まれています。それらの方々と、こんにちは赤ちゃん訪問事業で訪問しても1回で終わらなくて、続けて行く必要がある方もいますので、昨年度の実績は、そういう方を含めまして1,505人となっております。

○委員長

ただいまの質問は、684世帯で母親と子供を合わせればその倍になるとカウントして実施人数にほぼ該当するのではないかという質問でしたが、そのように考えていいのですか。1,505人の内訳は684世帯の2人分というふうにかウントするのでしょうか。そういう内容の質問もありましたので、答弁をお願いします。

○（保健所）山谷主幹

1,505人の内訳については、全戸訪問の子供と母親に対する指導を行っておりますので、昨年度回りました684家庭の2倍となり、大体1,300人ぐらいになると思います。ほとんどはそれで占められていますが、そのほかにも先ほど答弁したような方々がございますので、それも合計して1,505人になります。

○齊藤（陽）委員

大体理解できました。

◎自殺防止対策について

次に、自殺防止対策について伺います。

まず、内閣府が確定値ということで平成23年の全国的な状況を発表していると思うので、それについてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

まず、内閣府の平成24年版の自殺対策白書に基づいて報告させていただきますが、平成23年に全国では3万651人が自殺をしています。前年に比べ1,039人減少しております。年齢別では60歳代が一番多く、次に50歳代、40歳代、30歳代の順になっております。総数は減少しておりますが、特徴的なこととしましては、19歳以下と20歳代で増加しております。また、70歳代、80歳以上が増加している状況でございます。

○齊藤（陽）委員

最近、いろいろと取りざたされておまして、学校の生徒など若い方が結構そういうニュースになっているため、こういう話題が多くなることよっての連鎖が起こらなければいいと思いますので、逆にあまり騒がないほうがいいという気もするのですが、平成23年の小樽市内の状況はどうだったのか、大まかで結構なのでお願いします。

○（保健所）健康増進課長

お尋ねのありました平成23年の小樽市の状況ですが、小樽市では警察の値ではなくて、人口動態統計で把握しておりますので、直近の統計は平成22年となっております。平成22年につきましては、31人が自殺をなさっております。これは人口10万対の自殺率で見ますと、全道平均よりは低く、ほぼ全国平均並みとなっております。

○齊藤（陽）委員

人口動態統計のほうで答弁されたのですが、簡単に言いますと、内閣府で出している平成23年の全国の地域別、居住地別と発見地別とあります小樽市の部分を見ますと、23年が居住地別で26人、発見地別で41人で、対10万人比が19.74となっております。26人というのは、22年に比べると若干減っているのですが、依然として対10万人比で20に近いという、本当になかなか減らない状況が続いていると思います。

今日は、自殺防止対策の部分で、心の健康と気づきと見守り、かかりつけ医の関係など大きく3項目ぐらいを聞きますが、まず心の健康ということで、保健所のこころの健康相談の23年度の人数と件数、それから近年との比較をお願いします。

○（保健所）健康増進課長

保健所の相談件数については、平成22年度が確定値でございますので、その数値で報告させていただきますが、相談件数は実人員が279人、延べ件数が369件です。

○齊藤（陽）委員

今は、平成22年度の確定値の話ですけれども、まず、聞きたいことを言ってしまうと、前に質問したときには、自立支援法の関係で相談機関が何個かできて相談場所が分散したために保健所の相談としての実数は減っていますが、それぞれの相談機関を合計すると従来の数と、そんなに減ってはいないという趣旨の御報告がありました。では、実際に他の相談機関については、どのぐらいの人数、件数が把握されているのかということと、小樽市を全体的に見て、どのぐらいの相談があるのかをお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

委員がお尋ねの小樽市全体の相談件数につきましては、把握してございません。

○齊藤（陽）委員

それは前の質問のときもそうでしたが、市役所だけを把握できればいいというのではなく、全市的な把握は難しいのでしょうか、何か方法を考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○（保健所）健康増進課長

委員の御質問の趣旨は十分にわかります。どういう方法ができるか、関係機関とのネットワークづくりなども進めておりますので、そういう中で小樽市の地域特性などを把握できることが可能かどうか研究してまいりたいと思います。

○齊藤（陽）委員

それで、そういう心の部分のいろいろな相談について、現在、市内にあるいろいろなそういう相談したい方のニーズを小樽市内で地域医療といいますか、地域としてきちんとカバーできているのかという問題意識があります。私の個人的な知人、友人の範囲では、結構そういった相談の部分で札幌のクリニックへ行ってきたとか、札幌の心療内科に通っていますという話を多々耳にします。札幌が近いということもあるのですが、いろいろな受診や相談という部分が市内でどのぐらいカバーできているのかという部分で若干疑問があるのですけれども、その辺につい

ての見解をいただきたいと思います。

○保健所長

一般論でございますが、精神科疾患の相談、精神病院を受診するという行動は、札幌市のような大都会におきましては、匿名性が担保されておりますので、比較的容易にアクセスできるものだと思われております。しかし、小樽市をはじめとする、わりと閉鎖的な知人にすぐ会うという地域におきましては、市内で精神科の病院を受診することはいまだにハードルの高いものと言われてございます。ですから、札幌に近い小樽といたしましては、札幌の精神科医療を受診したいという市民もいるのではないかというふうと考えてございます。

○斉藤（陽）委員

そういうことは多々あると思います。ただ、それだけではなく、市内の相談機関の充実についても、ぜひ配慮していただきたいと思います。

もう一点、なかなか本人が受診しないケースがあります。周りの人や近隣の人、あるいは別に住んでいる親戚などはとても心配しているのですが、それに引きかえ、御本人は相談にも行かないし、保健所の精神保健福祉相談員の方が出向いても会わないとか、本人がうんと言わないケースが結構あるようです。そういった場合で、自傷他害などの事件が起きたりすると措置入院ということもあるのですが、そこまで至らないケースに対して、周りの人がやきもきしている状態がせいぜい1か月、2か月ぐらいでおさまればいいのですけれども、それが何年も続いてしまうような場合に、その何か異常行動というか、奇声を発するだとか夜中うんぬんというときに、通報をするところといいますか、精神科救急まではいかないと思うのですが、そういう人がいるからすぐに警察だという反応ではなくて、医療的なケアの範囲で何かの手を打てないものかというところが非常に私自身もどかしい思いをしているのです。当然、警察の力をかりなければならぬときはあると思うのですが、それ以前に医療とか精神ケアという部分で、いざというときに夜中でもそこに電話をかけると、すぐに担当の方が来て処置できるような仕組みはできないのかと前々から思っているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○保健所長

恐らく精神科の入院につながる御質問かと思いますが、これも一般論ですけれども、精神科疾患の特徴といたしまして病識がないというのがございます。病識がないということは、御本人様が御自分の治療のための入院に対してイエスと言わないということで、必要がないと思われることを病識がないと申しますが、でもその方にとっては医療的な面から入院治療が必要だという場合の入院形態には、医療保護入院と措置入院の二つの形がございます。医療保護入院は、家族の同意をもって入院させることで、もう一つ、それ以外は措置入院ということで行っておりますが、先ほど委員が御心配されておられました自傷他害のおそれは、御自分を傷つける、あるいは御自分を非常に損傷することが疑われること、それが起きた後ではなくて、発生が予測される場合です。それから他害と申しますのは当然他人に対する何か損傷、けがをさせるといった障害を起こす可能性があるが、まだそれが起きていない段階でもそういったことが予見される場合に、その方の治療として入院を勧める場合の手続でございます。それから、もちろん実際に暴力を振るうようになった場合には、当然私どもも警察の御協力を得てその方を入院へ導くという形態をとりますので、警察の御協力も得ながら、その方の治療に結びつく方策を考えるという意味では、先ほど申し上げました二つの入院の形態がございます。

○斉藤（陽）委員

それはわかるのですが、私が聞きたい趣旨というのは、自傷他害のおそれに至る前段階のもう少しソフトな状態で、だけれども近隣では大騒ぎしているというケースを私も耳にするものですから、そういうケースで対応できるような仕組みがないかということです。現在はないということはわかるのですが、何か方策はないのかという部分をお聞きしたいと思います。

○保健所長

今の御質問は、医療に結びつけるシステムはないのかということかと思いますが、精神科の場合には、相談に対応する者は有資格者の精神保健福祉士、若しくは医師、看護師が担当することになりますので、いかに迅速にこちらに結びつけるかが大事でございます。国も現在、ゲートキーパーということで、相談を受けた場合に、専門家にいかにつなげるかということを進めております。手前みそではございますが、小樽市におきましては、小樽市保健所の精神保健福祉士に相談をつなげていただけますと、こちらからさらに医療へつなげておりますので、そちらを御利用いただく方法があると思います。

○斉藤（陽）委員

しつこくて申しわけないのですが、えてしてそういうケースが起きるのが深夜早朝で普通の人が寝静まっているような時間で、例えば保健所や普通の病院などが閉まっている時間帯に起きるのです。直接その方にお聞きすると、そういう場合はどこに電話すればいいのかと。今はこんなに大変でも、夜が明けて次の日に来てもらおうと本人はけろっとしているのでしょうかというのです。本当に大変なときにはだれも来てくれない、そういう対応ができないものかという声があるので、その辺が問題なのです。いざというときに、どなたが来てくれるのか、どこに通報すればいいのかという部分については、いかがでしょうか。

○保健所長

精神科救急に関する御質問かと思いますが、精神科救急につきましては、もちろん24時間対応しておりまして、道としても体制をとっております。それから後志総合振興局も24時間の体制をとっております。その実際の姿の場合には、先ほど申し上げたような、他人に対する暴力行為、あるいは自殺企図などでとても朝まで置けない場合には、警察の方がまず動いてくださる例も多くあります。警察がまず動いてから担当の職員に連絡が行って、それから入院という形でその方を保護するケースが精神科救急で一番多い形です。もちろん家族の方がかかりつけの精神科に御相談されることも多くあります。そういった形で精神科救急の体制をとってございますので、そちらにつなげる形になると思います。

○斉藤（陽）委員

精神科救急に至らないといいますが、先ほどの病識の問題もありまして、本人ががんとして自分は病気でないと言っていて、なかなか難しいケースが現実には相談されているので、しつこく聞いているのですが、今、保健所長からも話が出ました、気づきと見守りの部分のゲートキーパーについて、いろいろな地域で理容業組合といったところに市役所が要請して協力してもらって、そういう見守り活動の研修会をやるといったのが広まっているようですが、小樽市においてそういうゲートキーパーの養成の具体的な動きを考えていますか。

○（保健所）健康増進課長

ゲートキーパーということですが、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことを言っていると思います。

現在、小樽市では、市内に存在する各種相談窓口の担当者にゲートキーパー的な役割を担ってもらうことを目的に平成23年度から相談技術研修を実施しております。23年度は26施設、24年度はこれから実施する予定になっております。また、今年度中に理容美容組合から、ぜひそういう研修をしてほしいという御依頼をいただきまして、年度内に行う予定となっております。

○斉藤（陽）委員

そういった活動を小樽でもしようということですね、わかりました。

◎心の健康に対するかかりつけ医の対応力向上について

次に、うつ病など、心の健康に対するかかりつけ医の対応力向上について伺います。

先月25日に札幌市で北海道医師会や北海道がかかりつけ医うつ病対応力向上研修を行ったということですが、小

樽市内からの参加人数などは把握されていますか。

○（保健所）健康増進課長

8月25日開催のかかりつけ医うつ病対応力向上研修会の受講者でございますが、小樽市内からは3名の出席があったと伺っております。

○齊藤（陽）委員

これは毎年言っているのですが、なるべくたくさんの医師に参加していただけたらと思います。

もう一点は、かかりつけ医と精神科医療機関との連携についてです。普通、いわゆるうつ的な症状の方が真っすぐ精神科クリニックに行くことはなくて、どちらかという、かかりつけの内科などに行きやすいこともあり、精神科ではない、いわゆる一般かかりつけ医の医師と精神科の医療機関との連携が非常に大事だということで、医師会や精神科医療機関、あるいは一般医療機関、それから保健所あるいは市等がそういう仕組みづくりを行っているということですが、例えば研修スクリーニングというか、そういう症状のある方をどのように発見するかとか、あるいは専門の医療機関に病状を紹介するときの紹介状の様式を統一でつくるといった取組がいろいろとあるようですが、小樽市においてそういった活動や取組はなされてはいるのでしょうか。

○保健所長

実はうつ病の問題につきましては、かなり前から産業医領域では大変重大なこととして取組が既に開始されております。産業医研修には必ずうつ病の話が出ておりまして、小樽市内の産業医の医師はかなり多いですけれども、全員その研修を受講しております。

それから、医師同士の連携についてですが、小樽はわりと小さめの都市ですので、医師の間では紹介状、逆紹介は、現実として行われているようでございます。

それから、ネットワークと申しまして、一般医科もそうですけれども、患者とドクターとの相性というのもございますので、内科医から特定の精神科医をお勧めする場合もありますし、あるいはどこでもいいからという形でお勧めする場合もあって、どこを受診したかということが戻ってくる場合もあれば、戻ってこない場合もありますし、一般論といたしましては、紹介を受けたドクターは必ず紹介元に対して返事を書くということになってございますので、それがなされているものというふうに私は承知しております。

○齊藤（陽）委員

今、そういった仕組みが自然に行われているという保健所長の答弁でしたが、うつ病の対応ということで、特別の形として一定の仕組みをつくることも場合によっては必要なのではないかと思いますので、その辺も検討していただければと思います。

◎メンタルヘルス対策について

最後に、地域保健と産業保健ということで、今、産業医のお話がありましたけれども、厚生労働省の健康局長通達として、地域・職域連携推進事業の通達が平成23年6月10日に出ていまして、自殺、うつ病を含むメンタルヘルス対策のための情報提供、あるいは課題の共有、事例検討会等を実施するというための協議会を保健所設置市あるいは2次医療圏を単位として持ちましょうということのようですが、小樽市でこういう取組は行われているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

後志地域・職域連携推進連絡会は、俱知安保健所で会議が開かれており、労働基準監督署などの関係する機関の方たちがいらっしやいまして、小樽市もその中に参画して情報交換など、いろいろなところの取組などを伺って参考にしております。また、企業連携というところでは、小樽市で現在、企業や事業所からの健康教育、メンタルヘルスに関しての御要望が大変多く、保健所としては自殺予防や精神疾患の知識の普及などを目的としまして、平成23年度は、31回、1,334名の方に健康教育を展開しているところでございます。

○齊藤（陽）委員

後志の連絡会というのが、この通達で言っている地域・職域連携推進協議会に当たるのですね。そういったところで、平成23年6月10日の健康局長通達でもなかなか思うように進んでいないところもあるのですが、ぜひそういった会議の情報も取り入れて、メンタルヘルスにかかわる活動を小樽市でも進めていっていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時14分

再開 午後 3 時31分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○齋藤（博）委員

◎合同墓について

最初に、合同墓について何点かお尋ねします。

以前の委員会でも何点かお聞きしていますので、それを踏まえながらなのですが、行旅死亡人など身元がわからない方が万霊塔に納められているのは聞いていますが、それ以外で置き去りにされているお骨が毎年納められていると思いますので、平成22年度と23年度にどのぐらいあったか、お聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

平成22年度と23年度に行旅死亡人以外のお骨が万霊塔に入った件数でございますが、従前の委員会では、直近5か年の平均で説明させていただいております。全体で年間平均15体が納骨されており、その半分が警察などの死亡報告を受けた行旅死亡人になります。残りの6人とか7人ぐらいが葬斎場で火葬後お骨を拾うも、その後、遺骨を引き取らないという対象者になります。

○齋藤（博）委員

今回の合同墓は、市民のニーズにこたえるということも含めてつくられたのですが、合同墓を利用するのに5,000円かかるのです。このように有料制で合同墓をつくることによって、万霊塔に納骨されている行旅死亡人以外の身元がわかっている方の納骨はなくなるというお考えですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

お骨を引き取らないといった状況につきましては、当事者間でしかわからないものと考えております。そういった中で、今回の合同墓は、民間の納骨堂あるいは合葬式の墓地等の使用料と比較して相当安価にして、低所得者や生活困窮者にも対応するような料金設定をしていますので、お骨を引き取らない方々につきましては合同墓の使用申込みといった方向性に流れてくるものと見込んでおります。

○齋藤（博）委員

私もそうであってほしいという思いは一緒です。しかし、この何十年という経過を見ていると、必ずしもそうではないという思いもあります。ただ、新しい制度が動き出そうとしているときなので、そうだとそうではないとも、なかなか言いきれない部分があります。

今回、いろいろな方々といろいろとお話をした上で、要綱をつくっていただきましたが、私は以前の委員会で、

必要に応じて合同墓の利用に際する減免規定を検討してもらえないかという話をしていますので、その辺について、市内での話合いの中での扱い、取上げ方、それから最終的にどうしたのかというあたりをもう一回お聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓の使用料の減免についてですが、関係する団体との協議や懇談会の中では、料金の5,000円については特に議論はなかったのですが、本当に困っている方には無料にしてほしいといった意見も中にはありました。もともとの根幹の議論は、万霊塔と合同墓の一本化が一番大きな課題であり、そういった中で、今回、市では減免規定を設けなかったということで、今後この施設を使用する市民の方々から御意見や御要望をたくさんいただきたいと思います。そういう御意見と懇談会での御意見、また、さらには本日斎藤博行委員からいただいたお話も踏まえながら、改善すべき点があれば、それらも含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

課長がおっしゃるように、いろいろな経過があったにしても、葬斎場でお骨を拾って、これで最後だから5,000円払えというののもどうかというのはありますが、そのまま置いて帰るよりは5,000円を払って合同墓にお願いしてお帰ってくださいというように流れるなら、それにこしたことはないと思いますけれども、必ずしもそうでもない現実もあると思います。

先ほど課長からも前向きな御答弁をいただきましたが、1年なりやってみて、それでも置き去りにされてしまうお骨があるのであれば、何らかのことを考えていただきたいと思います。この場合は、たぶん家族の方が減免するとか、もちろん亡くなった本人が減免の申請をするのは無理なので、やはり減免申請がなくても市長なりが別に定めるような流れの中で、置いていかれたお骨が2年たっても3年たっても全然対応されないような場合には、何らかの措置をする方向をぜひ検討いただきたいので、その辺についてのお考えを改めてお聞きします。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓については、新たな施設ということで事業を進めてみなければわからないことがたくさん出てくると思います。何度も説明をさせていただいておりますが、合同墓と万霊塔とのそれぞれの地方自治法の解釈から、市としては、別々にこの事業を進めさせていただきたいと考えております。進めていく中で、減免の部分も含めて市民の大きな声が上がった場合や、どうしても何か問題点が出た場合は、市としてもそれを拾いながら、それがいつになるかはわかりませんが、まずは進めてみたいと思います。進める中で、必要だという判断をした場合には、その辺も考えなければならないというふうに思っております。

○斎藤（博）委員

ずっと先の話ではなく、私が最初に話させていただいたように、5,000円の料金の扱いで万霊塔に行く方と合同墓に行く方が分かれることについて、市内の関係する方から厳しい御意見もいただいたので、役割をきちんと分けるのであれば、減免とは言わなくても市長が特に定めるものという扱いについて検討していただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

◎認定こども園について

次に、子育てプランに関係してということで、三つの質問を順番にお聞きしますが、最初に、認定こども園の関係で何点かお聞きします。

改めて、小樽市として、認定こども園事業についてどのような見解をお持ちになっているか、どういう事業だと理解されているかについて、もう一度説明していただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

認定こども園事業ということでの認識ですが、従来から幼保の一元化は言われてきたことでありまして、そういったものが一つの具体的な形として示されたものというふうに考えております。委員から一般質問でも御質問がご

ございましたように、日中の共通時間帯の中で教育と保育を一体的に行うという特色を持った施設というふうに認識をしています。

○斎藤（博）委員

昨日、次世代育成支援行動計画の平成23年度実績が配付されました。これは23年度実績ですから、今年のことに触れていないのは結構ですが、24年度から桂岡幼稚園で行う認定こども園の事業は、小樽市次世代育成支援行動計画をつくった時点でないのはわかっていますけれども、今後、桂岡幼稚園で事業が展開された場合に、こういう行動計画なり、子育てプランの実績報告など、今年で言うと、ファミリーサポートセンターが載ってきたというふうに読んでいますが、こういうものに対して、認定こども園について小樽市はどのような扱いをしていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

昨日配付いたしました次世代育成支援行動計画の平成23年度実績に関連しての御質問ですが、認定こども園の設置自体は子育て関連施設でありますし、当該計画に関連するものという認識でございます。施設の内容としては、幼稚園及び保育所がございますけれども、次世代の行動計画では基本方針（1）に「保育サービスの充実」という項目がございます、その中では待機児童の解消や保育施設の整備等に関連します。また、基本方針（3）では「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」で「幼稚園教育の充実」という項目もございます。

関連するということからいえば、このような項目がありますが、24年度の開設でございますので、実績について、今後この計画の中でどういった掲載が適当かということについては、検討してまいりたいと考えております。

○斎藤（博）委員

ぜひ検討していただきたいと思います。

先ほど来聞いているように、認定こども園の事業を始める背景的な部分としては、例えば幼稚園での定数割れという問題は小樽でも深刻に進んでいることもありますし、一方で全国的には待機児童の問題が深刻な問題で、相反する現状が突きつけられる中で、いろいろと工夫していこうということで国も考えていると思うのです。だからといって幼稚園と保育所をどんどん増やしていくというやり方をしなかったのは、やはりそれなりの役割を持たせようということで、もう一つ役割を上乗せしていると思いますので、改めて待機児解消策としての認定こども園とか、保育所と幼稚園の項目での認定こども園というのではなくて、やはり一つの事業として、小樽市が今まで考えていなかった新しい子育て支援事業が小樽でも始まったという意識で、ぜひ取り組んでいただきと思います。

この件は検討させていただくということなのでここで終わりますが、それを踏まえてもう一つお聞きします。一般質問でもお聞きしているように、今回も補正予算がつかましたという話をしている中で、小樽市の例規集に認定こども園に関する記載がなくていいという答弁が続いているように思うので、改めてその辺の考え方について、どうしてそうなのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

一般質問でもお尋ねがございまして、答弁をさせていただいておりますが、現行の事務分掌規則を検討いたしました。認定こども園は、認定こども園自体のみの単独の施設ではなくて、内容として今回の場合ですと、認可の幼稚園、認可の保育所というそれぞれの施設を包括しているものです。実務上の面につきましては、それぞれ認可の幼稚園、認可の保育所に対する対応になりますので、従来からの教育部及び福祉部において対応は図られるものと考えましたので、現状におきましては、規則の一部改正などは要しないというふうに判断しているところでございます。

○斎藤（博）委員

函館市には、御承知のように認定こども園に関する条例があります。函館市の場合は、市立の認定こども園を持っているので、当然条例化しているということです。例えば、小樽には民間ではあるけれども、市立の認定こども

園がないから必要ないというのは、また少しどうなのだろうというのがあるのですが、現実にはないにしても、仮に小樽市が、どこかの保育所に幼稚園を併設して市立の認定こども園をつくったとしたら、これは条例が必要になりますよね。

○（福祉）子育て支援課長

市立の施設では、設置条例が必要になるというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

ですから、小樽市が認定こども園を直営でやる場合は当然条例が必要になってきて、事務分掌的な整理は当然必要になるというのは、答弁のとおりだと思います。ただ、今回小樽の場合は、民間が先行してやったということではあるけれども、実態として小樽市内で、認定こども園事業が展開されているし、子供が行くことになるのです。どこかの時点で道も認定こども園として認可することになると思うのです。私は、条例などが無いから仕事に支障が出ているのではないですか、何か支障があるのではありませんかと言っているのではなくて、それなりに補正予算を計上してくるので、事務的には全然支障がなく、職員の方に説明会をやったりしているのですから、何か支障があるのですかではなくて、条例などが無いのにやっていることがおかしいのではないですかと聞いているので、改めて説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

子どもとしては、先ほど答弁しましたように、今の規則の中でそれぞれ認可の幼稚園なり、認可の保育所の対応はされるものという認識は変わってはおられません。他市の状況なども、設置条例ではございませんが、事務分掌規則など、認定こども園を有する市の部分で若干確認させていただきました。11市ほど確認をいたしまして、認定こども園に関する規定があったのは3市でございまして、残りは特に規定はしておりませんので、扱いの面や見解の部分でも若干分かれているというのもあるというふうには感じております。

○斎藤（博）委員

それで、前にも取り上げているのですが、昨年第4回定例会、12月13日の当委員会において、要は先に申請が来て走らざるを得なくなったという背景がある中で、いろいろなものを走りながら考えさせてもらいたいといったやりとりがあるのです。

私は、小樽市の条例にも規則にも事務分掌にも認定こども園という言葉がないままに進んでいることに若干違和感がありますということを書いていまして、それに対する当時の答弁は、現時点では条例、規則の中に恐らく今回建設を予定している認定こども園に関する部分の規定はないものと認識しています。条例や規則については、今後、建設事業費だけでなく、ランニングコストといったものがかかりますので、そこら辺については当然整理していかなければならないというふうに認識しているので、庁内で関係部局と詰めていきたいという答弁をいただいているのです。これは昨年、道の動きがあった中で、時間がなくて第4回定例会でやってくれないかという中で、先に進ませてくれないかという話と、それはやむを得ないけれどもどうするのだという話があり、こういう答弁をいただいているという部分では、どうも納得できないというか、話が後退しているといったように思うのです。この調子でいくと、例えば平成24年度の決算でどういう形で出てくるのかという部分も非常に疑問です。決算の中身が、桂岡幼稚園に昨年出した分とか、補正して計上している分が当然出てくるのですから、そういう状態というのは、私としては極めておかしい状態になってくると思っているのです。まず、昨年の答弁について、言った言わないという話ではなく、当時はそれで仕方がなかったと私も了解したのです、走りながらいかにざるを得ない状況なのだということについて。それが10か月たって必要ないという答弁になった部分について、改めて部長の見解を聞きたいですし、これまでの予算について決算にうたえるのかという疑問があるのですが、その辺についてはどういうふうにお考えか、見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○福祉部長

昨年の第 4 回定例会の答弁ですが、そのときは確かに一定の整理が必要ではないかという観点で、厚生常任委員会で答弁をしていたのは確かです、会議録もありますので。その後、いろいろと事態が動いていく中で、当時の政府の答弁も、子ども・子育て新システムに関する法案が出ようとしていたのですが、子育て支援課の仕事は特に子ども・子育て新システムに影響の受ける業務が多い中で、認定こども園に関しても新たな形づくり、総合こども園という形で、現行の認定こども園という形ではなくなるという方向で法案が提出されようとしていたという動きがありました。それで、やはりその辺の動きも見ざるを得ない状況があった中で、結局その法案が 3 月には国会に提出されましたけれども、途中、3 党合意の下で修正が加わって、肝心かなめの総合こども園法案がなくなってしまったのです。残りの 2 法案が 8 月に公布されたという経過がございます。それを見る限り、特になくなってしまった総合こども園法案にかわるものとしては、現行の認定こども園に関するくくりをきちんとするというところで議論されて、これからまた法案が固まっていくということですが、中身を見ますと、今の認定こども園については名前は認定こども園ですけれども、分解しますと、これも繰り返しの答弁になりますけれども、幼稚園は学校教育法に基づく認可ですし、保育所部分は児童福祉法に基づく認可になっています。それから、北海道の運営指導等についても、保育所部分は保育所にかかわる運営指導になりますし、幼稚園部分の運営指導は現在の幼稚園としての運営指導でやっていくと、それぞれに分かれております。財政措置も今それぞれです、見事に縦割りになっているので、それがいろいろな意味で課題ではありますが、現状がそうなっている以上、我々の業務をする中でも、今の保育所に関する業務、それから実際には出てきませんが、市立学校に関する業務というのは、教育委員会になりますので、そうしたくくりで十分対応していけるという判断をしております。

したがって、今定例会でも事務分掌等の整理については当面必要ないと考えているという答弁をしています。ただし、先ほど言いましたように、認定こども園に関する法整備が今進められようとしていますし、その中で幼稚園と保育所というくくりではなくて、認定こども園というくりにしようとしている。これは運営費もそうですし、指導監査も認定子ども園というくりにしようとしている動きがありますので、そういった今の政府の法整備の動きを見て、もししかるべき法整備がなされた場合には、その内容を見て必要であれば小樽市としてもさまざまな事務分掌や規則の整備について具体的に検討していかなければいけないのではないかと考えています。

○斎藤（博）委員

それは違うと思うのです。将来どうするかという部分については、当然部長がおっしゃるように私も一般質問で言ったように、国も非常にぶれている部分があるので、心配だと言われると、はいと言わざるを得ないですが、現に今ある法律なり道の補助を活用して小樽で事業展開がされていることについて、今後の国の法整備が進んだら考えなければならぬというのでは、逆転しているのであって、それだったら初めから違うやり方をすればよかったのではないかと思います。少なくとも昨年の第 4 回定例会で補正予算を計上した時点では、国の制度なり道の制度に基づいて小樽市も税金を動かしているのですから、そのときに整備が不十分だったと言われても、それはなかなか了解できません。それはその時点で根拠があってやったことだと思いますが、もしそうでないのであれば、桂岡保育園新築補助金とか桂岡幼稚園改築補助金とかでやればよかったものを、あえて認定こども園の補助金と、今回も議案では、仮称というのは別にしても認定こども園桂岡幼稚園の何とか費という項目をつけている状態をつくっているのです。こちらは教育委員会で、こちらは福祉部ですというのはわかりますし、もともとすごく接近して幼稚園と保育園が別々にあると言われたら、私はこのような議論はしません。それをくくったものとして、認定こども園という新しい施設が小樽にできるので補助金をつけさせてくださいということで、昨年 12 月に議論をしているのです。それなのに、今のような状態がいいのでしょうかということを聞いているのです。このままでいいのでしょうかというのは素朴な疑問です。将来、認定こども園が違う名称になっていくのではないかとか、いろいろな紆余曲折を経ていくのではないかとことは十分に予想がつくのです。だから、それを見極めなければ、

条例や規則を整理しないと言われても、それもまた果たしてどうなのかというふうに思うので、何回も申しわけないのですが、考え方を整理していただきたいと思っています。

○福祉部長

先ほど子育て支援課長が答弁しました各市の状況で、事務分掌等で位置づけしているのは3市、8市にはないというのは、恐らく先ほど私が申し上げたような法整備の状況と現状がうまくマッチしていない表れではないかと思うのです。各自治体でも、そういう意味では、今、取扱いをいろいろと検討中ではないかと思います。小樽市としては、最終的にはやはり現状の事務分掌や規則で業務がしっかりできるという考え方の下で、今はそれ以上のことはしないという本議会での答弁になっていますので、繰り返しの答弁になりますけれども、今後しかるべき時期に具体内容については検討していく、現状については今の背景の中で業務をやっていくということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

ほかにもいろいろな質問があるので、この件に関しては、今日はここまでしておきます。

◎病児・病後児保育について

次に、子育てプランの中の病児・病後児の扱いのことですが、これについてももう1年ぐらいろいろな角度でいろいろな方から質問されて、やりとりしてきたと思います。私たちも、厚生常任委員会の視察では、開業している小児科のクリニックにそういう保育施設を開設しているところを見せてもらいましたし、会派視察では、NPOが実施しているところも見てきました。もちろん市立病院の院内保育所を利用しているところもありましたが、それぞれいろいろな工夫をしながら実態に合わせてやっていると思いました。そういった中で、小樽市では、答申を受けて病児・病後児保育の必要性については否定していないと理解していますが、実現に向けて検討中だという同じような答弁を1年間聞いてきたので改めて伺いますけれども、この1年間どういう検討をしてきたのか。例えば、いつ、どこで、だれが、どのようなテーマで何回検討したのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

だれがどのようなテーマで具体的にという委員の御質問の趣旨は理解するのですが、近年ということで申し上げますと、平成22年度につきましては、先ほどお話がございました公立病院、市立病院への併設という形態も想定しながら、新市立病院建設に関連して所管部局へ打診をするなどいたしております。ただ、それにつきましては、スペースの問題や小児科との関連で難しかったという経過があります。

それから23年度におきましては、先ほど福祉部長の答弁にもありましたが、国で子育ての新システムが検討されているということで、その中にも病後児保育が含まれていたこともございましたので、そういったものの動向がどうなるのかを見ているということもございました。また、直近の23年度には、病児・病後児保育以外の子育て関連事業ということでファミリーサポートセンターの立ち上げや、先ほどお話がございました認定こども園の開設に向けた関係のウエートが大きかった部分も側面的にはあるというふうに思っております。

また、今年度は、さきの第2回定例会におきましても、この事業の早期実現をという御要請を議会からもいただいております。第2回定例会以降、私どもとしても改めて道内他市の実施状況の調査などを進めてきております。委員がおっしゃいますように、やはりいろいろな併設の形態があり、公立病院や開業医のクリニックに併設している形態もございます。やはりそれぞれ地域の事情の中で最適な方法を見つけつつ、事業化しているものというふうに思っております。市町村の財政負担の問題などは、他市の実情といろいろと差があると思っております。今後本市での事業化に向けまして、引き続き実情をよく見ながら、参考にできるものは参考にしながら、取り組んでまいりたいというのが現状でございます。

○斎藤（博）委員

先ほど言われたのですけれども、病児・病後児保育をいろいろなところでやっている方や、担当している市の職

員に話を聞くと、やはりキーポイントは小児科との連携で、どういう形で連携をとれるかというのが重要です。預ける保護者や保育を担当する人の安心や子供の安全の部分も含めると、いろいろなシステムを工夫しながら、小児科の医師や開業医との連携がうまくいくと成り立っているという印象を強く持っていて、その辺については当然御承知だと思うのです。そういうふうにと考えると、小樽市内で小児科をやっている医師はそんなにたくさんいませんし、小児科を持っている公的病院も限られているのですから、やはりそういったあたりとの協議を考えていたかかないと、新市立病院での話は一発で断られているのですから、やはり市内の実情なりポイントを絞って、もう少し精力的な協議を対外的に展開してもらわないと、国の動向を勉強しますと言われても、現実的には何も変わらないというふうにはなかなかないので、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

委員がおっしゃる御趣旨は、私どもとしてもよく理解できる内容だと思っております。他市などの調査をしながら参考にすることもあります。本市においてこの事業を実施することの意味合いと申しますか、そういった面で事業実施の前提というのは、やはり市内の医師会及び医療関係者の理解といったものの前提があると思いますので、本市でこの事業を行うことについての認識を協議するといったことについて、今後、少し取組を検討していきたいというふうには考えております。

○齋藤（博）委員

◎新光保育園に対する北海道の運営指導事案について

質問を変えて、新光保育園について伺います。本日も報告を聞かせていただきましたが、小樽市の窓口と保護者との関係の部分に絞って、経過をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今回の経過ですけれども、先ほど冒頭で報告をさせていただきましたとおり、7月25日に私どもに電話で御連絡があったのが最初でございます。その後、私どもとの連絡と並行して、ほぼ同時期に保護者と保育園側との話合いもあったので、そうした経緯をまた改めてお聞かせいただく形で当市の経過はございます。

○齋藤（博）委員

まとめて聞きますが、現状はどういう状況になっているのか。道からは運営指導が出ているということでしたが、これについては、例えば園からこれに対する改善計画や回答といったものを期待しているのだろうかという部分が1点。それからもう一つは、保護者と園との関係が収束に向かっているのか、まだ何らかの協議が進められているのか、現在どうなっているのかということについて、あわせてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

現状ということですが、先にございました組織の関係については、園及び法人ということで、それにつきましては、先日、指導内容が示されておりますので、それについてその園及び法人で検討を行っているという部分でございます。

それから、当該保護者と法人等の関係ですが、引き続き必要な話合いを進めていくという現状であるというふうに認識しています。今後について、収束か協議かという御質問でしたが、収束には至っていないと聞いております。

○齋藤（博）委員

それでは、道の指導に対しては何らかの形で回答がなされた。それについては、もう今定例会にはならないと思いますけれども、出された時点で改めて当委員会で改善策については報告していただけるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

後志総合振興局が法人に対して示しました指導ですが、その発出した日から2か月がおおむねの期限ということで、11月上旬になっております。それは法人から後志総合振興局に対して提出される内容でありますので、後日、

道に話をし、そういった内容について市でも確認をさせていただこうとは思っております。

(「委員会に報告してもらえますか」と呼ぶ者あり)

その内容については、委員がおっしゃいましたとおり、道と話をした後に、報告をさせていただきたいと思いません。

○斎藤（博）委員

先ほど、小樽市の窓口に絞った経過のお話をさせていただきました。それはどうしてかという、直接ではないのどうかというのがありますが、やはり保護者は、園長や保育士とも何度かお話しされているみたいですし、小樽市にも相談に来たと聞いています。その辺については、課長がおっしゃっているように認可保育所といいながら、道との関係というのわかりますが、やはり小樽市の窓口で電話をかけてきた保護者というのは、保育所に言っても全然だめだから、小樽市の調整や介入などで何とか助けてくれというふうに来たようなのです。小樽市は、小樽市の持っている権限や道との関係で決められた対応をしてくれたとは思っていますので、その部分がどうこうではないけれども、相談に来た保護者との中ではやはり落差が残っているように聞こえてきているのです。仕方がない部分もあると思うのです、小樽市が持っている権限で。ただ、例えば普通の小樽市内で保育所、民間保育所を含めて、無認可の保育所ですら保育所で何かあったらやはり小樽市に相談するなり、文句を言うとか、頼むとかという意識は非常に強いと思うのです。そのときに、では実際はどうかという、なかなかそうならないという部分で、今回のケースでも、何か瑕疵があったということではなくて、結果として保護者には残念な思いが残ったというような話があるので、期待と現実の落差みたいな部分について、聞いていたらどういうふうを受け止められたのかというのがありますし、今初めて聞いているのであれば、どうもそういった落差があったみたいだというあたりについてどういうふうを考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

当該保護者からは、委員から今お話がございましたような、その感想といいますか、そういう面では私自身は直接お聞きしておりませんので、それについては申し述べることはできないのですが、一般的な認可外保育施設の話もございましたけれども、認可保育所については基本的に道が指導監督を持っている面があります。ただ一方で、市民の皆さんが利用している施設ですし、入所の受付や保育料の徴収も市で行っておりますので、非常に密接に市民の皆さんに関連している施設であります。そういう観点から入っていただく施設の運営が適切に行われているかどうかということについては、やはり市の側としても留意しなければならないというふうに思っております。

今後できるだけ円滑な利用が図られるように、直接的な指導監督ではございませんけれども、私どもでつかみ得た内容について、道との連携もございしますが、必要な助言を行うなど、そういった施設運営の適正化といいますか、そういう面はよく留意してまいりたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

改善計画などについては、第4回定例会でまた議論する機会がありそうですので、それを見ながらまたやらせていただきたいと思います。

ただ一方で、市立保育所の場合、今回問題視されている運営の中で、こういうようなトラブルが起きているというのはあまり聞いたことがなく、事故などいろいろなことがあるのは聞きえていますし、それぞれ対応して、謝りに行ったりいろいろなことをやっているというのは聞いていますが、ここまで激しく保護者と対立するケースは、公立の保育所ではなかなか聞いていないのです。小樽市の場合は、そういうトラブルを回避するために、あらかじめどういった体制をとっているのか。体制なり研修なり職員会議なり、どういった運営の中で子供の情報共有などクラスの把握について保育所全体で共有するような取組をされているか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

特に、保育の内容に限って申し上げますと、通常、子供の状況というのは、保育日誌等で当該担任保育士から報

告をするということがございます。ただ一方で、その子供のクラスの状況については、やはり保育士の中で適宜その子供に限って個別に話をしなければならないこともございますし、クラスの状況がどうかということでの話をすることもございますので、それは適宜、保育会議や職員会議などの中でそういったような話し合いをして、それから当面の方針なり、対策をどうしようかといった協議をしている現状にあるというふう認識しております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎今後の小樽の保育所機能と認定こども園の方向性等について

まず、子育てにかかわって、私は、少子化が非常に問題だと思っていまして、平成14年は1,399人が幼稚園を利用したとなっていますが、20年までは1,300人台で、21年から1,251人になり、今年は1,186人と、どんどん利用者が減っているという感じがあります。保育所の場合は、年に平均しますと14年で1,571人、そもそも幼稚園とか保育所の全体を考えますと、ゼロ歳から5歳までの子供では14年は5,915人ぐらいで、23年は4,488人ですから、人数が1,400人強は減ったことになります。この中で、数字的に見ますと、14年は5,900人のうち26.6パーセントが保育所を利用して、3歳から5歳ですけれども、23.9パーセントが幼稚園を実質的には利用されている。総体で50.5パーセントぐらいが幼稚園、保育所を利用したとなっています。これが23年になると、ゼロ歳から5歳までの子供は4,488人ですが、このうち保育所は32.6パーセントと全体数で6ポイント増えている。幼稚園も人数は減ったのですが、実質的にはどうかといいますと、14年から見ますと3ポイント増えて26.9パーセントで、ゼロ歳から5歳までの子供の全体で幼稚園、保育所を利用しているのは、大体9パーセント増えたので59.5パーセントぐらいの方が利用している状態にあります。

私は、こういう形で実際に今も答え方が認定こども園という感じもありますけれども、これから児童福祉施設としての保育所ということを考えますと、これは必要な部分だけやるというのが基本でございますから、何かどうしてもということではないのですが、利用される方がおられればそれに対応するのが基本ですが、今回の法律で児童福祉施設という縛りとか、市のそういった基本的な児童福祉施設に対する責任はそのまま維持されることになりましたが、今後、小樽市内の保育所という形の児童福祉施設をどのような形で展開していくのか。国は認定こども園方式にしたいというのが基本です。ということは、幼稚園が認定こども園か、それとも保育所が認定こども園かということで、最終的には認定こども園何々という名前にしたいというのが国の基本的なスタンスです。総合こども園というのは消えましたけれども、これもまた復活する可能性も3年か5年後にはあるかという感じでした、こういう中で市は保育所という保育機能のサービスをどのように進めていくかということについて、今はまず減っているのは間違いないので、これから恐らく対象者が4,400人から3,500人とか3,000人になるという可能性は十分に出てきましたので、そういう面ではそういうところについてどのような形で見ていらっしゃいますか。

また、その中で、認定こども園方式というものが、今後の流れとして、小樽市内でつくられるのかどうかということも含めてお願いします。

○福祉部長

今、小樽の保育所の機能をどうするか、あるいは認定こども園の今後の方向性等についてのお尋ねがありました。吹田委員から冒頭にお話のありました出生数の減というのは、まさしくそのとおりでございまして、例えば40年前と比べて年間の出生数は約4分の1に減っているのです、今は700人弱の年間の出生数ですけれども、40年前は3,000人近くいたという状況がございます。

そうした中で、先ほど幼稚園と保育所をあわせて利用されている方の割合が平成14年ころは50パーセント程度で、23年、最近では59パーセントということでもございました。逆に言いますと、現在で言いますと、残りの約40パーセ

ントの子供が保育所、幼稚園を利用されていないということになりますので、23年度の就学前児童数が約4,500人としまして、この40パーセント程度で1,800人くらいの人数の方はまだ保育所、幼稚園を利用されていないということになります。

それで、歳児別に考えていきますと、4歳、5歳の子供は、ほぼ、幼稚園、保育所に入っています、保育所といましても認可外保育施設も含みますけれども。そうなりますと、保育所、幼稚園に入っていない子供というのは、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳ぐらいまで、そこに集中してくるのではないかと思います。実際に、子供の出生数は減っていますが、保育所に入っている子供の年齢別を見ましたときに、3歳以上の子供については、年度ごとに入所児童数も減ってきています。これは出生数に比例していると思います。しかし、3歳未満児の子供を見ますと、出生数がこれだけ減っているにもかかわらず、この五、六年は、ほぼ横ばいに近い状態になっているということです。

したがいまして、このあたりは吹田委員も御承知とは思いますが、低年齢児の保育の需要というのは、出生数に単純に比例するのではなくて、保護者の諸事情に応じているということになります。その諸事情というのは、特に母親が働きたい、働き続けたいという方もいるでしょうし、働かざるを得ないという方もいるのだらうと思います。その点は、市の実情だけでなく国のいろいろな施策にもかかわってくると思います。働きやすい環境づくりがどう進むか、あるいは女性の社会進出がどのように位置づけられるかなど、いろいろな観点がありますので、そうしたことを踏まえながら、小樽の保育の需要についても今後は考えていかなければならないと思います。実際に保育所のあり方に関する計画をつくっておりますので、当面はその計画に基づいて小樽市もいろいろな判断をしていきますが、そこから先になりますとやはり、未知の世界と言ったら変ですけども、いろいろな不確定要素もありますので、遠い先のことになりましたらば、それはそのときの実情に応じてまた判断していかなければならないというふうに考えております。

それから、認定こども園については、先ほど来子育て支援課長が申し上げておりますとおり、国の認定こども園に関する考え方が今動いている最中ですので、小樽市として将来どういうふうにするかといった場合には、国の方向性をやはり見極めていかなければ判断しにくい部分があるのではないかとこのように考えております。

○吹田委員

今の、率的に見まして、例えば単純に3,500人ぐらいの対象者がいた場合に、同じ率で考えますと、保育所の場合は1,400人くらいですが、単純にいくと1,100人台に利用者が減るといった感じがするのです。恐らく私は、今後もこういう形で人口がどんどん減るといったことは、基本的には働き手がいない、そもそもの働く場所がなくなってくる可能性が十分にあると思います。現在も働きたくても働く場所がないという現実でございますから、そういう面では非常に負の回転になってくると思っております。そういう意味で、やはり遠い将来でなくて、近い将来に保育施設も再編を行う可能性があり、それは幼稚園と全体を通してやることになると思っております。そういう中で今回の桂岡幼稚園は、施設を建て替えたいということがあって、安心こども基金を使って認定こども園方式で全体を動かしてもらっていると個人的に私は思っているのです。ただ、言えることは、そういうものを活用しながらも次の時代までということで、いったん施設を建てますと最低でも30年以上はその施設を使いますので、そういう面では今後も公立の施設も含めてどのようにするかという問題があるのです。そういう中で今、国は20人までの定員の施設を想定しているという感じもあるのです。この辺も含めて、今後市では、そういうさまざまな子育ての計画をつくる中で、そういう施設の規模も含めてどのような形で今後の展開を考えていらっしゃるのか、確かに先が見えない部分がありますけれども。だから、国は、そういうものも含めて進めようと考えているのですが、この辺について方向性はどのようなのでしょうか。

○福祉部長

一施設の定員の規模については、まだ私も考えはまとまっておりませんが、確かに総合的には保育所の利用人数は減ってきている、減っていくだろうというのは間違いのないと思います。その中で、低年齢児の需要は一定程度増

えていく可能性があるということで、保育所の定員とか数については判断していかなければならないと考えています。先ほど紹介しました保育所のあり方の計画でも、公立保育所について近々の年度の中で一定見直しをするような中身もありますので、まずはその時点でどういう見直しになっていくのか、それが一つ出てくるのではないかと思います。

それから、認定こども園については、現在出ています桂岡幼稚園の認定こども園も、この計画が出たときには国でも新システムの法案が 2 年来の議論を経て法案が固まったという段階でしたので、一定程度これはもう具体化していくのだという認識はあったのですが、残念ながらその後、法案が空中分解してしまいましたので、そこはこれからどういう中身になっていくのか、認定こども園の位置づけ、法整備、それが本当に一元化されていくのかどうかを見極めた上でなければ、今後の認定こども園については、なかなか小樽市の方向性は定まらないのではないかと思います。

○吹田委員

子育て支援の関係については、国が大変ぶれておりますので、地方行政できちんとした形の対応というのがなかなか難しいというのは、私も不勉強ながらもよくわかっています。どちらにしても私は、小樽にお住まいの方々の子供の育ちを支援するためには、しっかりと行政がかかわらなければだめだというのが絶対条件でございますので、その辺について今後も含めて、今の関係を含めてやっていただきたいと思います。

そういった意味では、公立保育所も含めて職員の確保が大変難しい中で、やはり特別保育は雇用の対策も含めてしっかりやっていただいたほうが良いと考えておまして、病児・病後児保育や休日保育も含めて、また、一時保育は保育所や幼稚園に來られていない約 4 割の方々を対象にしたようなものですから、そういう面ではそういうものをしっかりやっていただけるようによく検討していただいて進めていただきたいと考えているのです。この特別保育については、実際は利用していない 4 割の方を対象にしている部分でありますので、この辺についての基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今、幾つかの特別保育事業を挙げられて御質問がございました。やはり子育て支援のサービスの一つとしてそれぞれこれまでも拡充してきましたし、今後もそういう効果が当然考えられますから、実際の需要と申しますか、そういった実績も踏まえながら、こういった面の拡充については検討し、実施できるものは実施していきたいというのが基本的な考え方でございます。

○吹田委員

よろしくお願ひしたいと思います。

◎震災瓦れきの処理について

次に、何度も質問等もしている震災瓦れきについてですが、日本全体の動きについて、現在の震災瓦れきの対応については、例えば北海道が許可するかしないかという話にもなるのですけれども、そういうものについて今の動きはどうなっているのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

いわゆる震災瓦れきの処理に関する最近の国の動きについてですが、平成 24 年 8 月 7 日付けで環境大臣から各都道府県知事あてに東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定についてという通知が送付されておまして、8 月 9 日付けで北海道知事から道内各市町村長あてに通知されてございます。

この通知の中で国が策定した処理工程表が示されており、これによりますと、岩手県では広域処理が必要な震災廃棄物のうち、可燃物と木くずを合わせた約 24 万トンにつきまして、青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、静岡県、富山県、石川県、福井県、三重県、大阪府の 12 都府県と受入れについて具体的に調整中ということであり、今後は原則として新たな受入先の調整は行わず、調整中の広域処理の実現に全力を挙げるということとしてお

ります。

また、宮城県では、広域処理が必要な震災廃棄物のうち、可燃物約28万トンにつきまして、山形県、茨城県、栃木県、東京都、福岡県の5都県やその他受入れ実績のある自治体と受入れについて具体的に調整中ということであり、こちらも今後は新たな受入先の調整は行わないこととしております。

また、木くず約29万トンについては、再生利用に限定して近県で調整を行っていくこととなっております。

したがって、道内において可燃性や木質系の瓦れきの受入れを表明していた自治体も幾つかございましたが、当面北海道での処理は行われたいということになっております。

このほか震災瓦れきのうち、不燃混合物、漁具・漁網なども出ておまして、これについてはまだ全体的見通しが立っていないということで、調整中の広域処理の具体化を図るとともに新たな受入先との調整を行うこととしているところがございます。

○吹田委員

8月の通知では、北海道ではそういう形で震災瓦れきの特に焼却が伴うものについては受け入れなくてもよいという感じでもう出てしまったと理解していいですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

これからまた大きな情勢の変化等がない限り、可燃性あるいは木質性の震災廃棄物については、北海道での処理は当面行われたいものと理解してございます。

○吹田委員

この問題については、やはり放射能という問題を常に皆さんが抱えておまして、今、北九州市に持って行ってやっていますが、特定の方かもしれませんけれども、反対運動を行っているという感じでございます。私は、何か国民に困ったことがあれば、みんなで助けてあげるのが基本だと考えておまして、これについても万が一小樽でといった場合は、地域でさまざまな方々がまた逆の意見を言うのかと思っています。今回、たまたまテレビを見ましたら、瓦れき処理について1トン幾らだということが出ていたのですが、例えば小樽の場合でああいう広域連合でそういうものを焼却するとか、最終処分場で燃えたものを何とかすることになるという場合、どの程度の費用がかかると考えておられますか。原価的なものでいいのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）管理課長

ごみ処理に関する費用につきましては、事業部門ごとに処理原価を産出する方法がございますので、それを基にお答えします。

まず、ごみ1トンを燃やしてその焼却灰を埋め立てる際には、焼却及び埋立てに対しまして、それぞれその業務に携わる人件費や施設の減価償却等の費用が発生いたします。平成23年度の数字は精査中ですので22年度の数字で具体的にお答えしますが、1トンのごみを焼却する際に要した費用は、22年度では2万4,182円かかりました。埋立てに関しましては、22年度におけます焼却後の灰等の残渣や粗大ごみ、不燃ごみを埋め立てる際の費用につきましては、埋立て1トン当たり2万8,015円となっております。しかし、ごみ1トンを燃やした際に1トンの灰は排出されないで、22年度の北しりべし広域クリーンセンターの稼働実績では、4万3,281トンの焼却量に対しまして灰の残渣が2,829トン発生いたしました。これを焼却1トン当たり換算いたしますと、65キログラムの残渣が発生することになります。先ほどの埋立て1トン当たり2万8,015円を65キログラム当たりの金額に再度換算いたしますと1,820円になりました。したがって、ごみ1トンを燃やした際に生じる費用は、焼却に2万4,182円、埋立てに1,820円の合計2万6,002円となっております。

○吹田委員

テレビのニュースでは、1トン当たりの瓦れき処理に市町村によっては7万8,000円ぐらいかかったというところもあるし、1万円弱で行ったところもあるということで、そういう点で私は、金額の試算方法にさまざまな違いが

あるのだと考えております。ただ、そのときのニュースでは、7万8,000円ぐらいということについて、実績に全部写真をつけていて、事業が違うのに同じ写真がついていたということがあって本当にやったのかという話でしたが、それはちょっと話が違うのですけれども。私はそういう面では大変計算高くて、7万円ぐらいがもらえるのなら、今伺った2万6,000円くらいでやれるのであれば約5万円はもうかると考えていまして、やはりこれから小樽の最終処分場は必ず満杯になり、つくらなければならないことになるので、私はそういうものに活用できないかなと常々思っていたのです。ただ、その辺は、そういう計算とそこにお住まいの方々とは全然意味合いが違いますけれども。私は今後、関東や東海を含めて、地震があると今よりもはるかに大きな瓦れき処理が必要になると考えていまして、そういうときに我々は震災と関係ないところに住んでいますので、そういう人たちが皆さんでそれを復旧させるためにと考えますと、そういうときにはやはり小樽もいざというときは、いざ鎌倉の考え方でそういうのは考えられるかどうかお伺いするのですが、そういう想定が今できる状況になっていますので、そういうときにそういう形で対応することを考えられるかどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

災害廃棄物の広域的な受入れについては、これまでも市長が申し上げているとおり、受入れに協力したいという強い気持ちは持っておりますが、市民生活の確保が最優先でありますので、今後、新たに発生した災害廃棄物の広域的な受入れにつきましても、この原則を踏まえつつ、国や道との調整の中で市として協力できることについては前向きに検討していきたいと考えてございます。

○吹田委員

それで、最終的には最終処分場の関係が大変難しいという話も前に言っていましたが、最終処分場が今、当初予定している動きの中では、ごみの減量化も進んでいる中で当初考えていたタイムスケジュールより少しは前に延ばして少し余裕ができたと考えているのです。今の最終処分場の利用状況を予定からいった進みぐあいは、少しはスピードがおさまったのか、それとも変わっていないのか、又はもう少しスピードが出てきて次の最終処分場をつくるのに急がなければならないのか、この辺のところについてはいかがでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

桃内の廃棄物最終処分場でございますが、昨年度、残余容量調査を実施しております。それによりますと、当初の埋立期間は平成27年度までということで計画をしていしましたが、この調査によって31年度まで4年間ほどの延伸が可能だという推計をされております。

○吹田委員

私としては、それは非常にいいのかと思います。どちらにしても、最終処分場の関係については、ある意味ではすべて借金で始めなければだめだということになりますので、そういう面では負担が少しは先延ばしできるという感じでは大変いいと思っています。どちらにしても、ごみの減量化をますます進めていただいて、そういう処分場の関係のものも、なるべく事業のあれが減るような形で進めていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

◎陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について

次に、今回提出された陳情については、先ほど趣旨説明をしていただいたのですが、男女平等参画の研修の関係ということで、この研修会自体はどこが主催しているどういう形のもので、また対象人数はどの程度のものかと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

女性国内研修は、独立行政法人国立女性教育会館が主催しております。埼玉県比企郡嵐山町にありまして、そこで2泊3日の研修をしており、今年度の募集ですと1,000名ということで、大規模な全国的な研修となっております。

○吹田委員

このたび、陳情を提出されたネットワーク・らんの組織はどのような形で動いているのですか。そしてまた、その組織自体がどのような財政状況で、例えば会員の方がいて、会費をどの程度集めて事業を進めているのか。さまざまなどころにいらっしゃるものですから、そういう内容について、公開できないものは別にしましても、公開できる部分はどのような感じなのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

今回の陳情を出されましたネットワーク・らんという団体は、女性国内研修の参加者が小樽に戻られてからつくられた任意団体でございます。この団体の総会の御案内をいただいて、私も参加させていただいておりますので、その資料を基に報告しますが、規約によりますと年会費が1,000円で運営されております。先ほど代表の方もおっしゃいましたが、学習会や市議会議員と語る会、市長と語る会といった事業をされており、会員数は直近の名簿では33名と伺っております。講演会などにおきましては、チケットの販売や助成金を活用しており、年会費と雑収入で会を運営されていると聞いております。

○吹田委員

先ほど、他会派の質問への答弁では、研修会に参加した方々が90数名いるという話でしたが、その方々が戻ってこられて、そういう会をつくっているというには何か人数が少ないと思ったのですが、この辺はどのような感じになっているのですか。

○（生活環境）男女平等参画課長

任意の団体なので、研修から帰られても、皆さんが必ず参加するという規定にはなっておりませんので、参加されていない方もいらっしゃいます。ただ、18年間ありますので、当初はたくさんいた人数が、私が把握している3年前ですと、今より10名以上多い40名ほどいらしたと思うのですが、中にはその団体から脱退されている方もいらっしゃるというように聞いております。

○吹田委員

一つお聞きしたいのは、私たちはいろいろな形でどこかの研修会に人を派遣することもあるのですが、この研修会には、男女平等参画課の方が随行するという話だったように思うのですけれども、それは毎回ついていっていたのですか。それとも行ったこともある、それか、そういう形でやっているということですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

これまで事業の間は、ずっと随行者が1名ついていっております。

○吹田委員

随行者がいなければならぬほどの何か難しさがあるようなものなのですか。それとも随行していく方々も研修会に参加して、そこで自分たちも研修しなければだめだという形で行っていらっしゃるのか。それとも、ただ単にその方々に随行しなければだめという形になっているのか、この辺はどのような感じで、行政側が進める話なのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

女性リーダー育成の事業ですので、埼玉県まで参加者だけで行けないということではございません。男女平等参画課の職員もあわせて一緒に研修に参加するという目的で一緒に行く形をとっております。研修には参加しますが、初めての方たちと一緒にいきますので、そういう意味で行程におきましては、いろいろな飛行機や宿泊の手続というものを含めて、随行者が手続をしていたものでございます。

○吹田委員

ここ何年かはそういう形で、今の補助金をやめましたので行っていると思うのですが、そういう中ではこの研修会に市の職員は、男女平等参画の仕事の関係で研修に行かなければだめだということで行っていることはあったの

ですか。研修というのは一つの勉強ですからそれに職員を派遣して、ここでの参加については新しい展開のやり方ですから、そういう面では常に研修をさせなければだめだというのが基本で、それはすべての仕事の中にあるのですけれども、これについてはそういう形で行っていらっしやったのかと思うのですけれども、いかがですか。

○（生活環境）男女平等参画課長

この女性国内研修の内容につきましては、素晴らしいものがございますので、市の職員も研修を受けるということで一緒に行っておりますが、男女平等参画課以外の職員が研修に参加したということは聞いてはおりません。

○吹田委員

私の聞き方が少し悪かったのですが、今、男女平等参画課と一緒に随行している研修だということですが、この事業は平成20年くらいからとまりましたので、その後、こちらの現場職員の方々がそういう研修に参加したかどうかということを知りたかったのです。

○（生活環境）男女平等参画課長

申しわけございませんでした。平成21年度に休止して以降、この研修に小樽市では参加はしておりません。それ以外で言いますと、女性相談員がおりますので、DV相談といったものにつきましては、札幌市であったり、後志地区であるような研修は受けております。

○吹田委員

今回の陳情は、埼玉県のこの研修を目標にしているような気がするのですが、そういう関係の研修というのは道内で、例えば札幌市などで行われているのでしょうか。又は、そこだけではなくて、私は東京でもさまざまな感じで動いていると思うのですが、そういう面についてもそういう研修はどのような感じで行われているのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

道におきましても研修はございますので、御案内いただきまして参加することは可能だとは思いますが、ネットワーク・らんの陳情者がおっしゃるように、この女性国内研修がとりわけ内容が素晴らしくて、参加することにごく刺激を受けるいい内容のものだということで、参加された方の御意見によると、ほかの研修とは別なものというふう聞いております。

○吹田委員

今お聞きしまして、そういう形のとらえ方をされていると思うのです。90人ほどの方が行っておられますが、先ほど言ったように、何か初めて行く方が対象ということでしたけれども、全員、初めての方だけが行ったのですか。2回行ったことがある人はいないのですか、それはいかがでしょうか。

○（生活環境）男女平等参画課長

95名のメンバーをまだ私は確認をしておりませんが、市の助成の参加としましては、複数回ということは考えていなかったと思います。ですから、1回限りです。市の助成を受けて、この国内研修は小樽市でなければ参加できないものではございませんので、単独で申し込まれている方については把握できないのですが、市の事業としましては、何回も同じ方に行っていただくということでは実施しておりませんでした。

○吹田委員

この研修の場所については、そんなに難しい山道を、ナビゲーターを見ながら行かなければだめだということではないような気がするのですが、経費の何かという場合には、やはり御本人たちに努力して行っていただいで進めていただくなど、どちらにしても随行する職員には、そのほかにも費用が全体にかかるわけですから、そういう意味ではそういう形でできるような方法を考えていただくというのも一つの選択肢かと思っております。こちら辺のところはそのようなものがあるといいと私は考えておりますので、その辺について検討していただきたいと考えております。

◎生活保護に関する公文書等の流出について

本日の報告から一つお聞きしますが、生活保護の書類を何年にもわたって車に入れたままで、普通、車を廃車する場合などには、荷物ぐらいいは見ると思いますけれども、そのようなことも全くせず、入れたままでこのような状態になっているのです。これはあまりにも問題が大きいと思っておりますが、こういう書類の焼却などについては、個々の皆さんにお願いしているものか、それとも全体で確認しながら処分をしているのかという問題ですけれども、この辺については、どのようにとらえているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護の書類の処分の関係について、当時の詳細なことは把握しておりませんが、現在は各係に段ボール箱を置いておまして、そこに必要のないものは入れることになっています。そして、月に 1 回、庁舎全体で溶解処分していますので、そのときに処理をしています。ただ、その中にどのような書類が入っているのか、そこまで細かくは残念ながらチェックをしていないということでございます。

また、書類がずっと車の中に入りっ放しだったということについては、当時の担当職員に確認をしたのですが、車に入れて持ち出したであろうということでしたけれども、その後、車に入れてあったことも忘れてしまっていたということでもあります。たまたま収納していたところもわかりづらいところだったようで、車にあったこと自体も忘れていたということで、結果的には中古車販売業者が見つかるまで気づかなかったということでございます。

○吹田委員

今の答弁では、処分するものについては、箱に入れるという話ですが、秘密の関係の書類がいっぱいあると思うのです。何をどうやって処分するかについて、入れたものがわからないという話でしたが、それはないですよね。だから、これについてはこういう形でいつまでの分について何年になったら処分するか、何をするとかときちんと決まっている中で、そこに入ったものを担当者が見ていてやったのだと言ったら、あとは全然わからなかったという話にはならないと私は考えるのです。今のお話では、何か担当者がもう年数がたったから保管義務がないから入れましたとか、それだけおさまるのかと思うのですけれども、そのようなことには普通はならないと考えるのですが、事務処理上そういう形になるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

説明不足で申しわけございません。先ほど申し上げましたのは、日々の処理で使っている日常的な書類の関係でして、それについては処理が終わり次第箱に入れるということで、それについては各担当がいろいろな書類をつくっていますので、そこまではここでは把握はできていないということでございます。

また、書類の関係では、当然保存年限がありますので、それについては基本的にケース台帳につづって保存しています。一定年度たちますと、その書類をケース台帳から外して廃棄処理をするということで、これは年に 1 回、通常ですと 6 月末になるのですが、年に 1 回は課全体としてどの書類を外して処分するということはしております。どの書類を処分するかという処理については、各担当なりですべてチェックしながらやっております。

○吹田委員

それについては、基本的には保存したものを処分するのですが、課長決裁とか何かそういうことはないのですか。担当者がやるという感じになっているのですか。何かその部分は、保存ということで外部に出せない一種の秘密事項のものでしたら、そういうものについては、そういう形できちんとなっていなければならないと思うのです。この辺のところについて、そのときはこういう感じだったけれども、今の段階での対応は、そういうものについてそういう形のことにはされていないのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

書類の取扱いについてですが、生活支援課で取り扱う書類は、ほぼすべてが個人情報にかかわるものです。つまり、そこで取り扱っているということは、生活保護を受けていることがわかってしまうということになるため、既に個人情報の域に入りますので、ある意味では、すべての書類の取扱いについて十分に注意を要するというところで

す。ですから、そういった書類を入れる箱についてもすべてが重要なものということなので、一つ一つの決裁というのが逆にできないということにして、ただそれが外部に出ることがないようにということで、その箱でということで取扱いの注意をしているところでございます。ですから、決裁ということは特にしていないということでございます。

○吹田委員

いずれにしましても、そういう形の問題が起きないように、皆さんには、内部できちんとやっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 12 分

再開 午後 5 時 35 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、陳情314号小樽市女性国内研修事業の再開方について及び継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、第148号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について、第310号銭函駅へのエレベーター設置方について採択を主張する討論を行います。

本会議で詳しく述べたいと思っておりますので、本日は要点だけを述べておきたいと思っております。

小樽市女性国内研修事業については、今回、ネットワーク・らんより再開を求める陳情がありました。2009年度は本市の財政事情を主な理由としていったん休止しました。しかし、再開に向けた陳情では、男女平等参画事業として女性の参画拡大を実現させるためにリーダーの養成が必要であり、これまでも女性国内研修事業参加は効果的であり、参加されたメンバーが小樽市の審査会や諸団体での積極的な活動に参加する力となってきたと主張しています。事業再開で養成活動を活発化することは、市民運動を発展させる上でも必要と考えます。したがって、陳情第314号の願意は妥当、採択を求めます。

また、継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、第148号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について、第310号銭函駅へのエレベーター設置方については、これまでも繰り返し述べてきたとおり、いずれも願意は妥当、採択を求めます。

市民からの要請や陳情については、過去に継続審査となった陳情のように葬り去ることのないよう、取り上げていただきたいところであります。

他会派の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わらせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決定いたしました。

次に、請願第 2 号並びに陳情第 1 号、第 148 号及び第 310 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。